

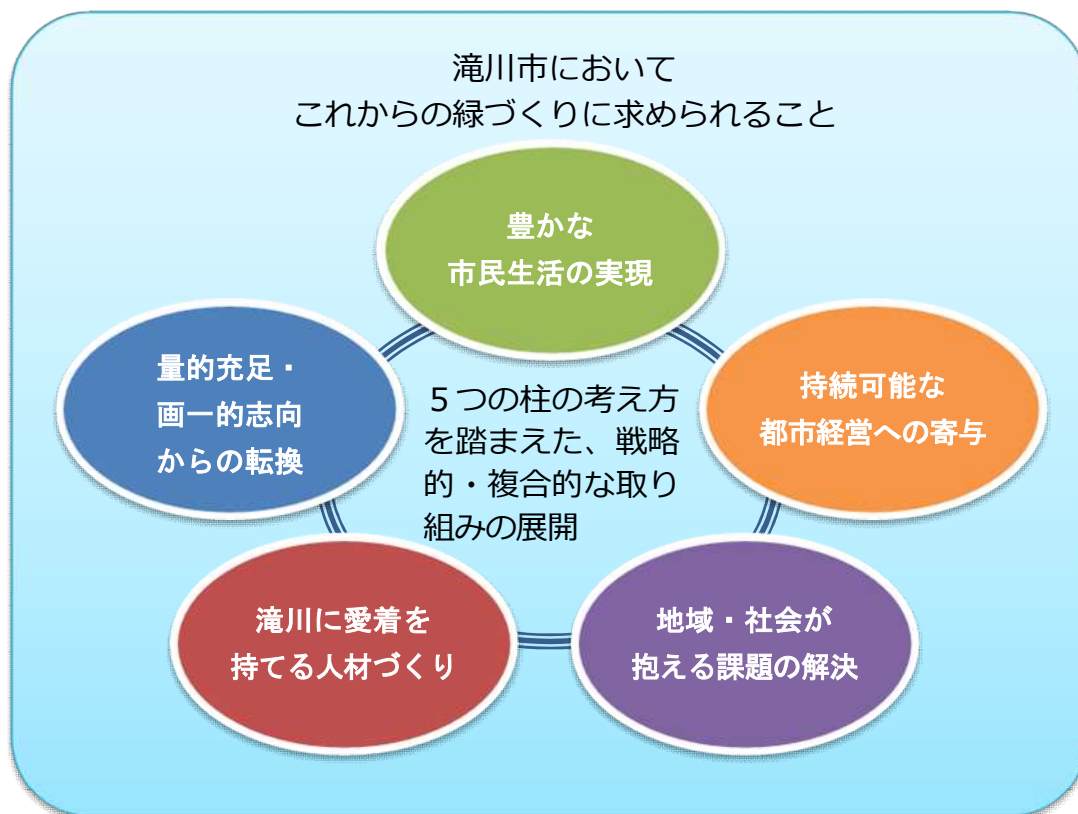
## 第2部

### 滝川市のこれからの緑づくり

- ・第2部では第1部で整理した滝川市の緑に関する現状や課題を踏まえた、これからの緑づくりの基本的な考え方・将来像・目標・計画を示しています。
- ・前計画では計画の基本目標として「①心と心を結ぶ花と緑」「②手をつなぐ花と緑」「③生命を育む花と緑」、キャッチフレーズを『花と緑がダイナミックに躍動する街-滝川 人と自然の織りなす四季のシンフォニー』として計画を定めています。これらの目標・フレーズは、緑のあり方として理想的・普遍的なものとなっていますが、今後は理想を追い求めるだけでなく、今ある緑資源や人材、限られた財源をいかに使って取り組んでいくか、そしてその結果として効果の発揮が求められます。
- ・人口減少・少子高齢社会と真正面から向きあっていくなか、新たな緑の基本計画にはどのようなことが必要かを5つの柱から考えていきます。

#### 第1章 これからの緑づくりの基本的な考え方

- ・第1部で抽出された滝川市の緑づくりの課題を踏まえ、これまでの緑の基本計画をふり返るとともに、今後進むべき緑づくり政策の方向性を再整理します。
- ・滝川市においては、今ある緑のストックや緑に親しむ市民の活動・人材を地域のまちづくりの重要な資源ととらえ、緑づくりを通じて豊かな市民生活、持続可能な都市経営、地域・社会の課題を複合的に解決するよう、戦略的な取り組みを進めていきます。



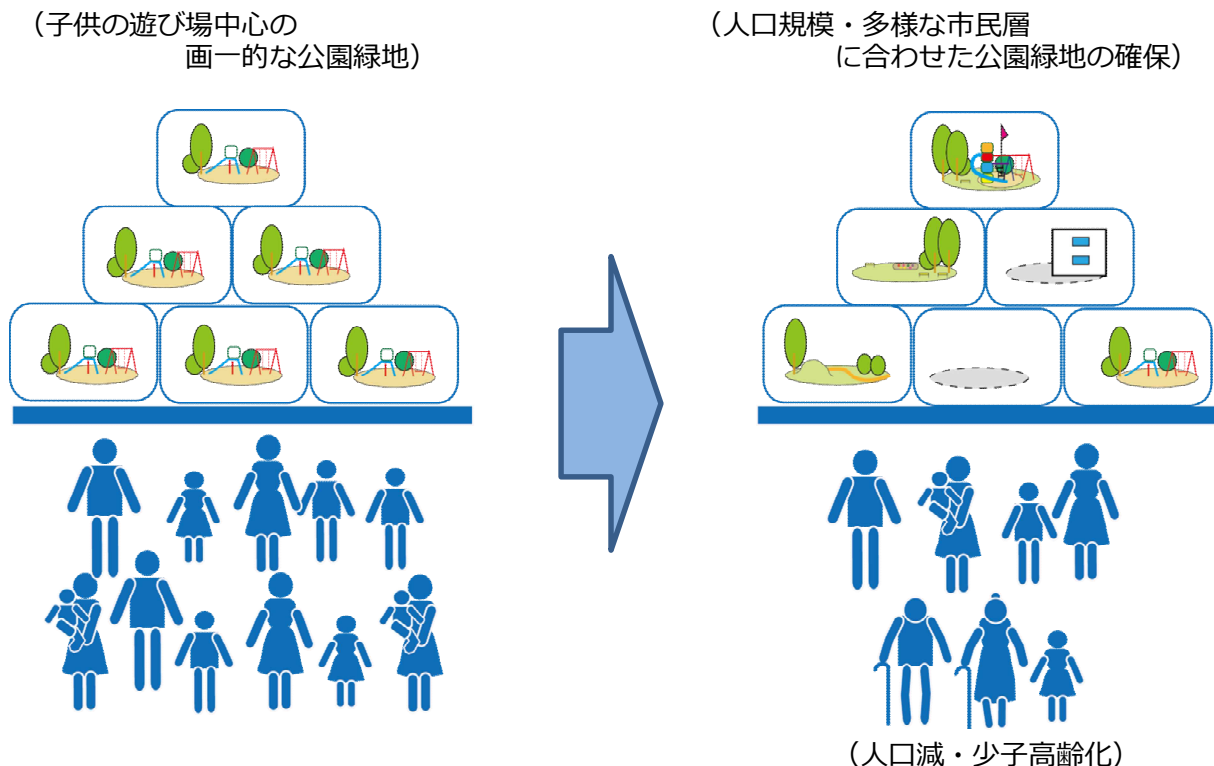
## (1) 量的充足・画一的志向からの転換

### これまでの緑の基本計画

- ・これまでの緑の基本計画では、滝川市の将来人口 50,000 人を旨することを前提に緑地の面積や植栽のボリュームを拡大することが志向され、緑づくりの指標である市民 1 人あたりの公園面積 62.65 m<sup>2</sup>は現在の時点ですでに 69.19 m<sup>2</sup>で達成されています。
- ・しかし、現在、市の人口は 40,000 人近くまで減少しており、将来はさらに減少すると見込まれるなか市民 1 人あたりの公園面積は、仮に公園整備を行わなくても増え続けることになり施策効果を計れない状況です。
- ・また緑地面積の拡大や植栽のボリュームアップは、維持管理コストの増大にもつながり人口減少にあわせて行財政コストのスリム化が求められるなか、公園の整備や維持管理コストを拡大することは難しく、維持もしくは縮小に向けた工夫が必要となっています。

### これからの緑の基本計画

- ・これからの新たな緑の基本計画では、量的充足志向から転換を図ることとし、緑のもつ機能や魅力を損なわずに効果的に整備・管理していく方法など、質的確保のアプローチについてこれまでより踏み込んで具体的に示していきます。
- ・具体的には公園・緑地について、これまでのような画一的な整備水準・管理の方法にとらわれず、地域の実情・課題・ニーズに応じて官民連携による展開を示すこととなります。



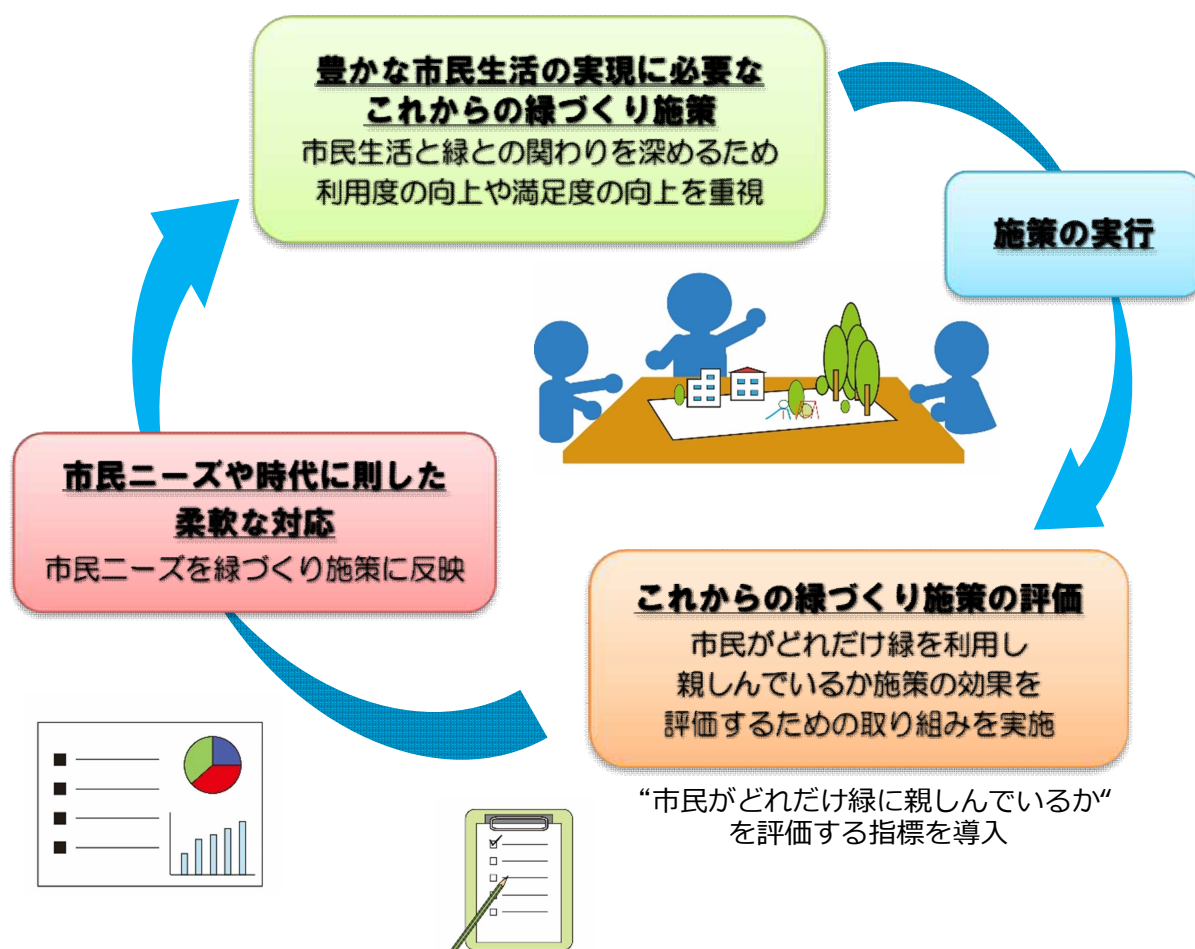
## (2) 豊かな市民生活の実現

### これまでの緑の基本計画

- ・これまでの緑の基本計画では「緑の活用」「緑文化の普及」に関する施策を打ち出し、緑づくりによる豊かな市民生活の実現を目指してきました。
- ・しかし、市民アンケートの結果からは市民の公園の利用度合いが低く、市民の緑への関わりが薄れていることが懸念されます。
- ・また計画の構成上“市民がどれだけ緑に親しんでいるか”を評価する指標がなく、施策の効果の評価することが難しい状況にあります。

### これからの緑の基本計画

- ・これからの新たな緑の基本計画では、緑づくりが豊かな市民生活の実現に寄与するという“効果”があることをより明確に打ち出し、常に市民生活と地域の資源である緑との関わりを重視した視点から取り組みを整理します。また、これらの施策効果を把握・評価するため、従来の緑地の面積とは異なった施策評価の指標を導入します。



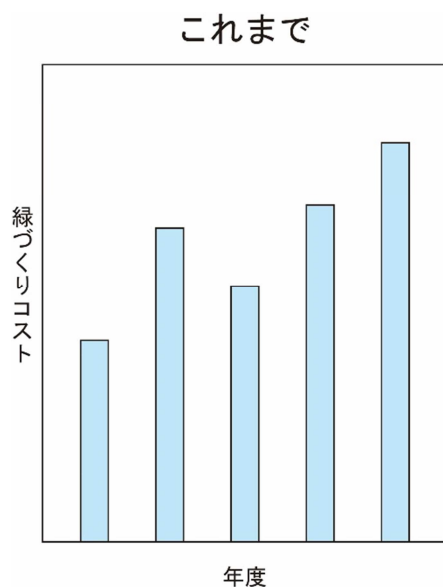
### (3) 持続可能な都市経営への寄与

#### これまでの緑の基本計画

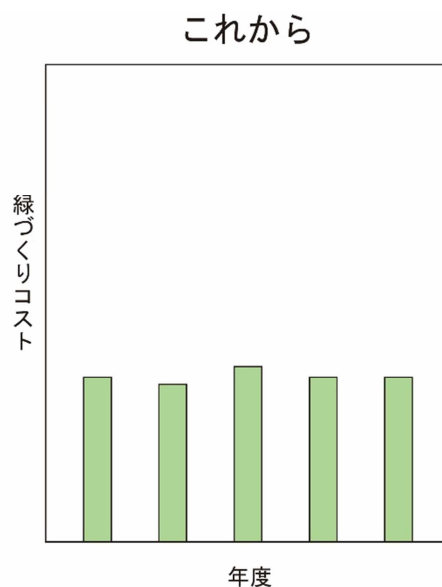
- ・これまでの緑の基本計画は平成 13 年度に策定されたもので、目標年（平成 32 年度）には人口が 50,000 人に増加することを前提に整備の方針が定められており、現在および将来の人口にあった整備量からはかけ離れてきています。
- ・また平成 23 年度に策定した「滝川市都市計画マスタープラン」で掲げている“コンパクトな都市づくり”の実現のための考え方が反映されておらず、新たな緑の基本計画で反映させていく必要があります。

#### これからの緑の基本計画

- ・これからの緑の基本計画では、人口減少時代にあった持続可能な都市経営へ寄与するための整備・維持管理のコストダウンはもちろんのこと、より利用効率・施策効果の高い場所への公園の配置や投資、公園緑地を活用した収益事業の検討など“コンパクトな都市づくり”の実現のため「滝川市都市計画マスタープラン」などと連携した持続可能な市街地の緑地の確保・維持を図ることとします。



- ・老朽化施設の増加による維持管理費の増加
- ・老朽度合いに応じた都度対応



- ・“コンパクトな都市づくり”の実現による維持管理費の低減
- ・計画的な維持管理によるコストの平準化



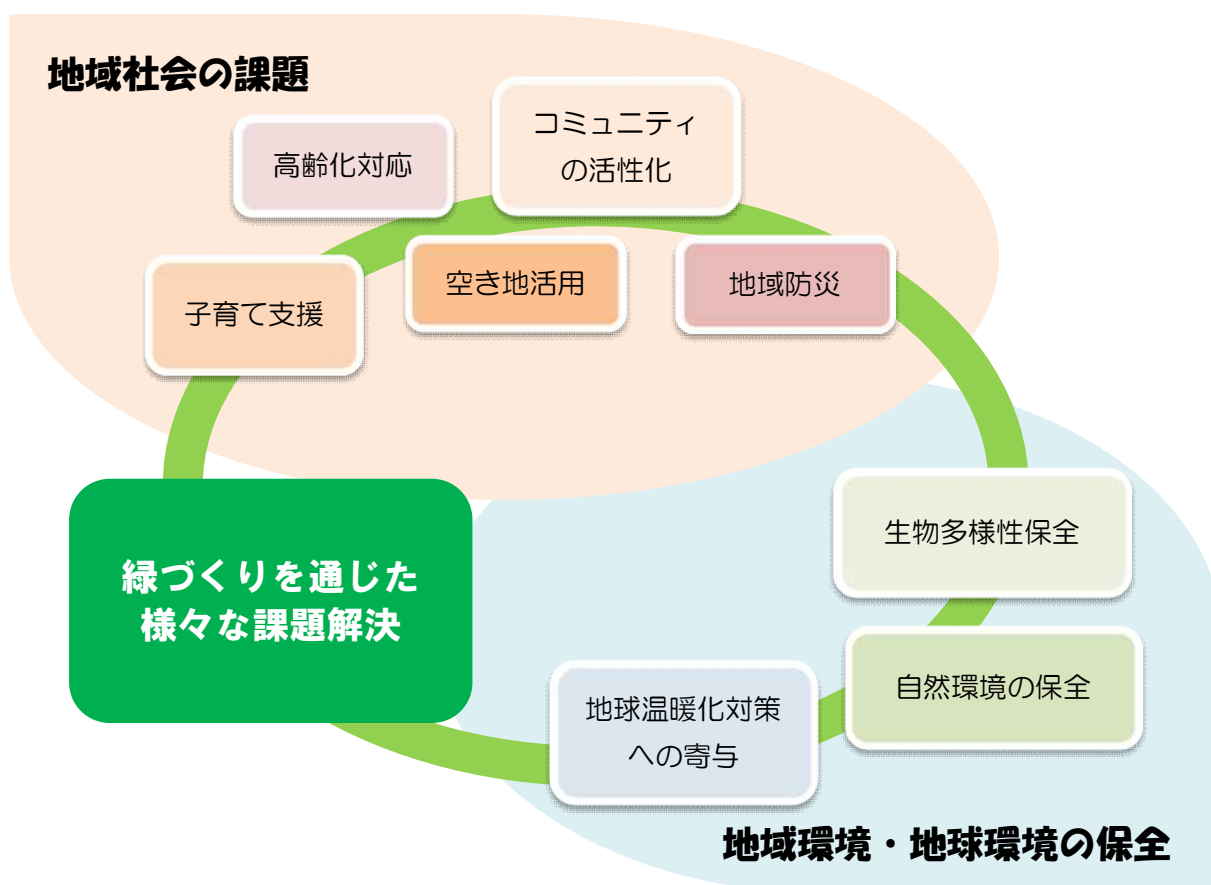
#### (4) 地域・社会が抱える課題の解決

##### これまでの緑の基本計画

- ・これまでの緑の基本計画でも地域環境・地球環境の保全の観点を取り入れながら計画を進めてきました。
- ・多様な機能を持つ緑づくりを推進することは、緑以外の分野において地域の課題を解決することにもつながります。
- ・また滝川市の緑づくりを進めることが、周辺を含めた緑づくりや地球環境の保全への寄与にもつながります。

##### これからの緑の基本計画

- ・新たな緑の基本計画においても、地域環境の保全や地球温暖化対策の観点で緑づくりを広くとらえ、地域や社会の一員としての役割を担うために必要な市や市民の取り組むべき事項を整理し実践していけるようにします。また人口減少や少子高齢化が進むなかコミュニティの維持、公的不動産や空き地の活用、高齢者対応、子育て支援、地域防災体制の充実などの政策課題に応える取り組みとして、緑づくりの取り組みを積極的に連携させていきます。



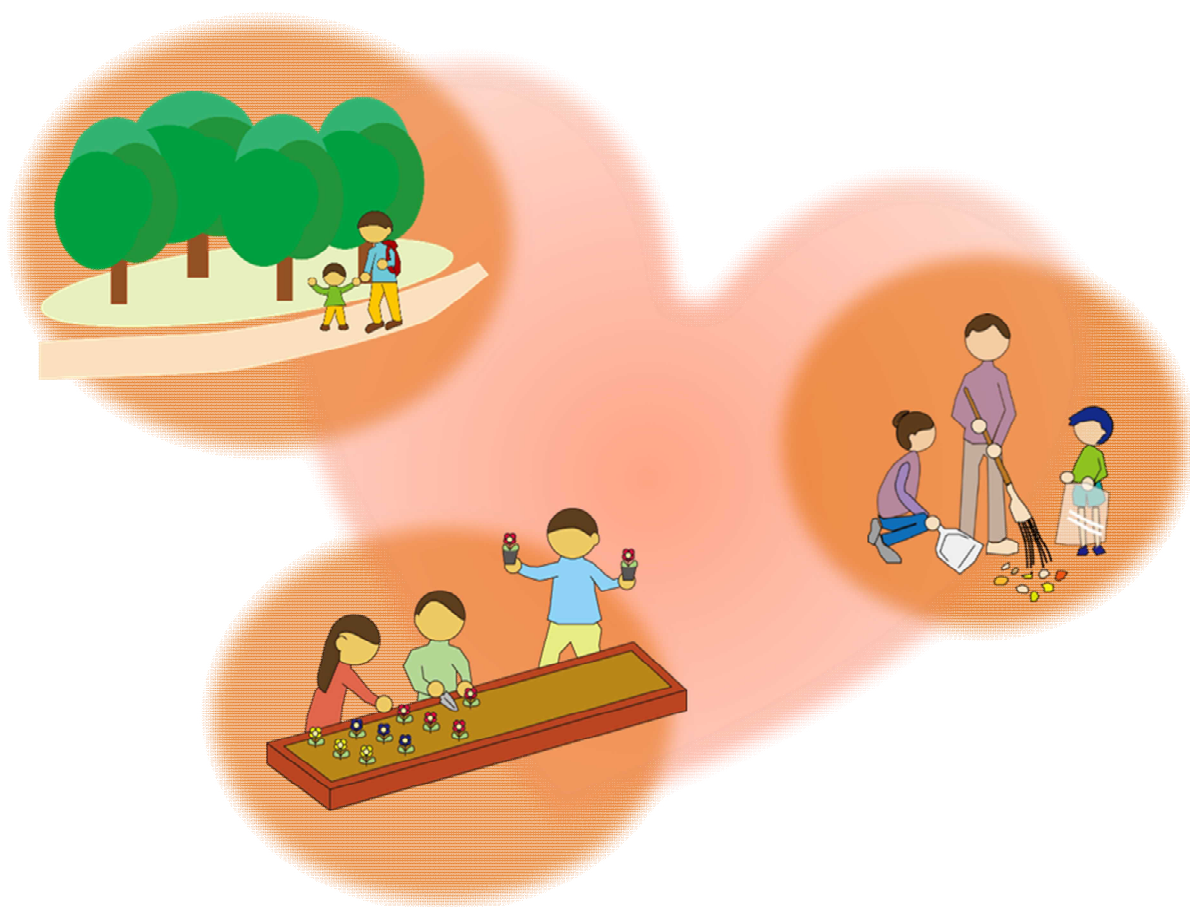
## （５）滝川に愛着を持てる人材づくり

### これまでの緑の基本計画

- ・これまでの緑の基本計画でも「緑の活用」「緑文化の普及」を施策の柱として掲げ、市民が緑に親しみ、緑づくりに参加や協力を促進する施策を展開してきました。
- ・緑づくりを通じて市民が滝川市に魅力や愛着を感じ住み続けるようになることは、市民が豊かに暮らし、持続可能な都市づくりを実現する上で大変重要であり、目指すべき姿の一つであると言えます。

### これからの緑の基本計画

- ・新たな緑の基本計画においても、市民一人ひとりの自発的な緑づくりや緑の利用に対する意向を最大限に尊重し、これを支援し促すことで滝川市に愛着を持てる人材を輩出し、いつまでも住み続けられる“持続可能な緑づくり”と“人づくり”に向けて、市民（個人・団体）、企業、行政が個別にあるいは協力して取り組める内容を整理します。





## 第2章 緑化の目標水準

### (1) 計画の目標水準等

#### 1) 公園整備

- ・都市公園については量的な充足目標を達成したことや、今後公園や公共施設の再編で総量の減少が想定されることから、さらなる高水準の目標は設定せず、将来も充足度を担保できる水準を一定の幅のなかで確保するものとします。
- ・具体的には現状の水準である 69 m<sup>2</sup>/人から、都市公園再編により減少した面積を現状人口で除した 63 m<sup>2</sup>/人以上とします。

#### 2) 緑地の総面積

- ・現状の 934.8 ヘクタールとします。公園再編により面積については減少する場合があります。
- ※ただし公共施設の統廃合・縮減による公共施設緑地の減少は含まないものとします。

### (2) 目標達成を評価する指標の追加

- ・緑地面積による量的な評価が難しくなっていること、政策的に緑に対する市民の関わりが重要になっていることから新たな数値目標を導入・設定します。
- ・具体的には基本目標ごとに達成状況を計測する数値目標を設定し、将来像実現に近づいているか総合的に検証できるようにします。
- ・新たな緑の基本計画では量的充足志向から脱却し、豊かな市民生活を実現するには、市民がこれまでよりも緑に親しみ利用することが最も重要と捉えています。
- ・H29年度の市民アンケートでは公園を月1回程度以上利用する市民が全体の 25.8%にとどまっており、利用度の低い状況が浮かび上がっています。
- ・このことから市民の公園・緑の利用度の向上を図る指標として、上記と同じ設問に対する回答割合とし、月1回程度以上利用する市民の割合を 25.8%→50%に向上することを目指します。

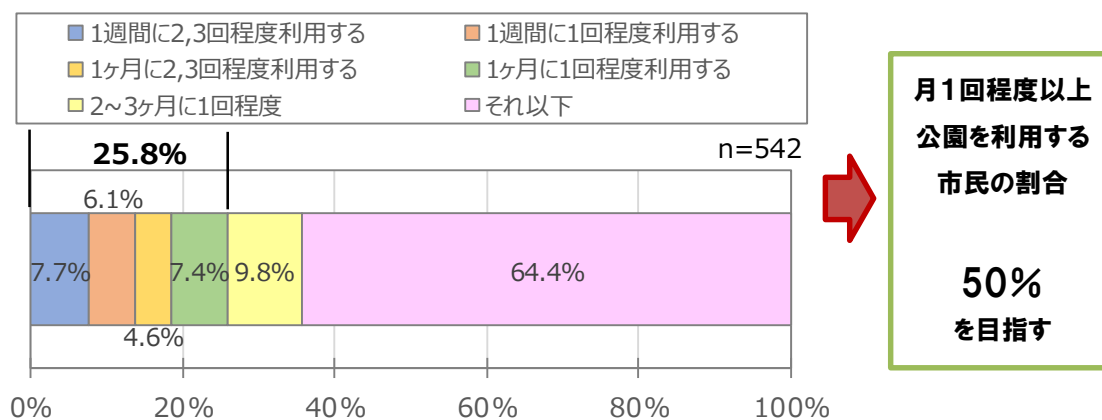


図 市民の現状の公園利用状況

## 第3章 滝川市の緑の将来像および配置方針の設定

### (1) 滝川市の緑の将来像

- ・これまでの緑の基本計画における滝川市の緑づくりは、将来的な人口増を前提としており、あらゆる緑において量・質ともに拡大を図る内容でした。
- ・しかし今後は人口減少を前提に計画を立案・推進していくことになります。そして、長引く行財政の圧迫により、緑づくりにかけられる費用も既に潤沢ではなくなっています。
- ・一方、市民の緑の関わりをみると、地域の各団体が中心となって川や田園、森林を舞台に様々なふれあい・学習・体験の事業など緑に親しむ取り組みが定着してきている反面、市民アンケートの結果から市街地の公園などは市民にあまり利用されない実態も浮かび上がりました。今後は「緑が沢山あっても利用されない」状況から脱却し「市民に積極的に利用してもらい満足度を上げる」さらには「将来にわたり長く利用される」方向、すなわち「持続可能性」への転換が必要です。そして、多様な緑の活用のなかから様々な価値を見出し、地域の活性化や都市経営に寄与していく効果も求められます。
- ・また人口が減少しても滝川市が有する「石狩川」と「空知川」の河川、丸加高原の森林・丘陵地、市街地周囲の田園地域は将来も変わりなく滝川市の緑環境を支える骨格であり、周辺地域や国・道とも連携して守り引き継いでいかなければなりません。
- ・これらのことや、都市計画マスタープランにも謳っている「コンパクトな都市づくり」の考え方にもあわせて緑の将来像を次の通り設定します。

#### <前計画のキャッチフレーズ>

花と緑がダイナミックに躍動する街－滝川



#### <テーマ・将来像>

森・川・田園・街・空に人々の笑顔が映える

緑のコンパクトエコタウン たきかわ

～ 市民の豊かな暮らしを支える、持続可能な緑を目指して ～

### 【市街地の緑】

- ・ 滝川市街地、江部乙地区、東滝川地区では、それぞれの利用目的に応じた拠点的な公園緑地が広く認知され利用されているほか、公共施設など人々が集まる場と公園との一体的な利用や子育て支援や高齢者福祉、コミュニティの維持など地域のニーズにあわせた柔軟な利用を行っています。
- ・ 道路沿道など公共空間では、地域の協力を得ながら花壇や街路樹が管理され、安全・快適で来街者に対しておもてなしの気持ちが伝わる空間を維持します。

### 【水辺の緑】

- ・ 石狩川や空知川などの河川では、広大な河川敷を利用したスカイスポーツ・水上スポーツなどのスポーツ・レクリエーションが市内外の人たちに親しまれているほか、川や水辺の自然環境、生物多様性を題材にした自然観察・学習活動を展開します。

### 【田園の緑】

- ・ 市街地周囲の田園地域では、景観や農産物、食、花づくり、フットパスや体験事業などを通じて都市住民と農村の交流の取り組みを様々なかたちで進めていきます。

### 【丘陵地の緑】

- ・ 丸加高原などの森林・丘陵地の緑では、市民の余暇活動として森林レクリエーション、観光・イベントの拠点として市内外の人たちの利活用を図ります。



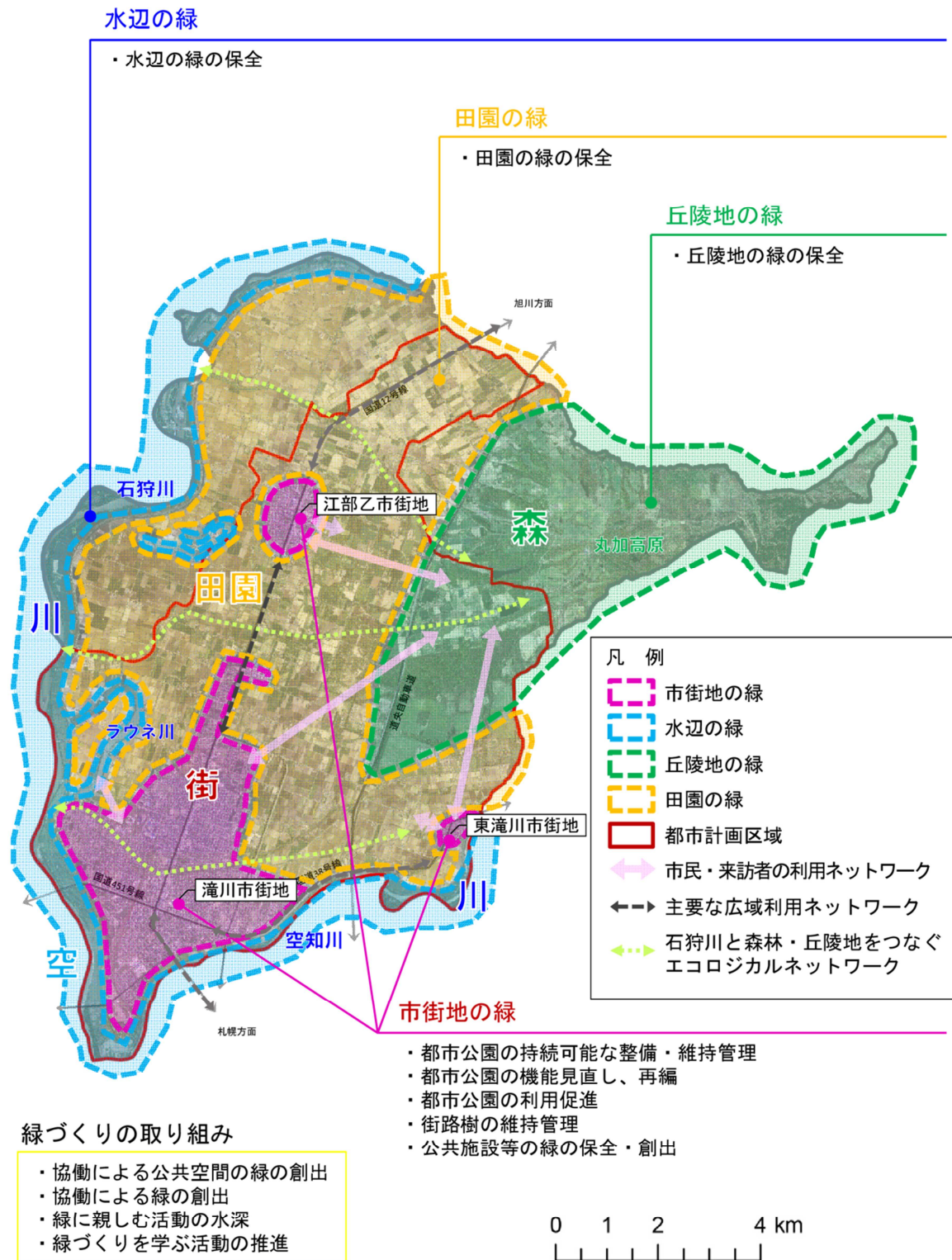


図 緑の将来像図

## **(2) 緑地の配置方針**

- ・ 滝川市の緑は前計画に基づき取り組みを推進した結果、量的には充足するまでになり、都市全体の緑を考えるには「今ある緑」の資源や価値をどのように魅力ある効果的なものにしていくかの観点から保全や活用はより重要になります。
- ・ しかし一方で、年月の流れとともに公園樹木や街路樹が生長したり、人口減・少子高齢化などによりこれまでのような画一的な整備・管理と違った対応が求められています。
- ・ ここでは滝川市の緑を4系統の機能別に分類し、それぞれの緑の役割を確認するとともに、管理のメリハリ付けや機能再編など戦略的に進める配置方針について示します。

### **1) 4系統の緑地の配置方針**

- ・ 「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」といった4系統の機能別の緑地配置方針について次ページより示します。

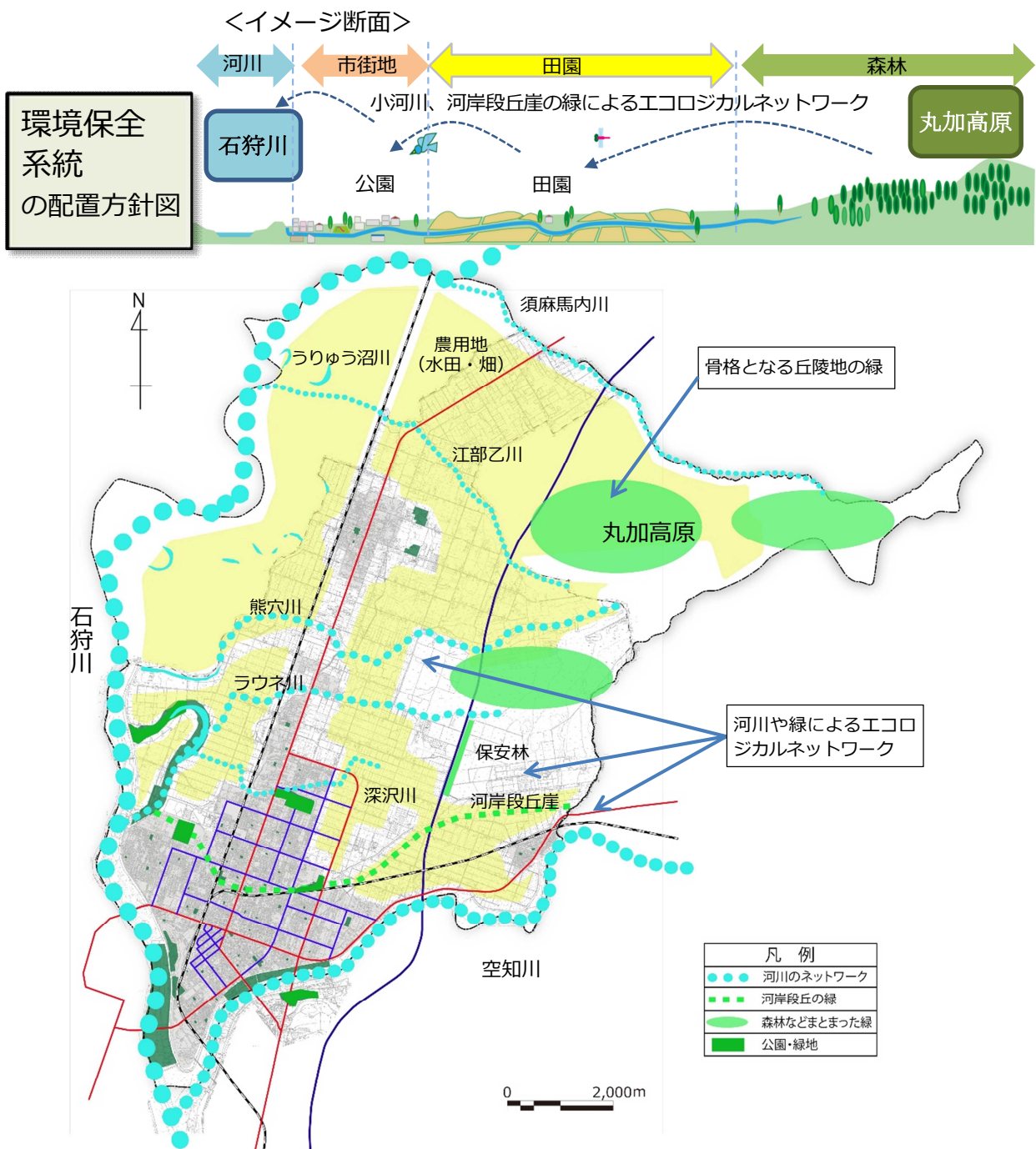
## ① 環境保全

### a. 滝川市の都市環境の骨格となる緑

- ・石狩川や空知川の大河川、丸加高原などの丘陵地の緑、市街地周囲の田園の緑は都市環境の骨格となり温暖化防止や生物多様性の保全など、滝川市を含む地域の環境を形成する緑として位置づけ保全します。

### b. 骨格をつなぐ、水と緑のネットワーク

- ・丘陵地から石狩川へ流れる江部乙川、熊穴川などの小河川や農地のなかの樹林地・池沼、花・野菜技術センター周辺の森林、東滝川地区を東西に横切る河岸段丘崖、公園のまとまった樹林地は野生生物の生息地・移動経路となる水と緑のネットワークとして配置し維持保全します。





## ② レクリエーション

### a.“空と大地をつなぐ”滝川らしいツーリズム・体験・学びの場となる緑

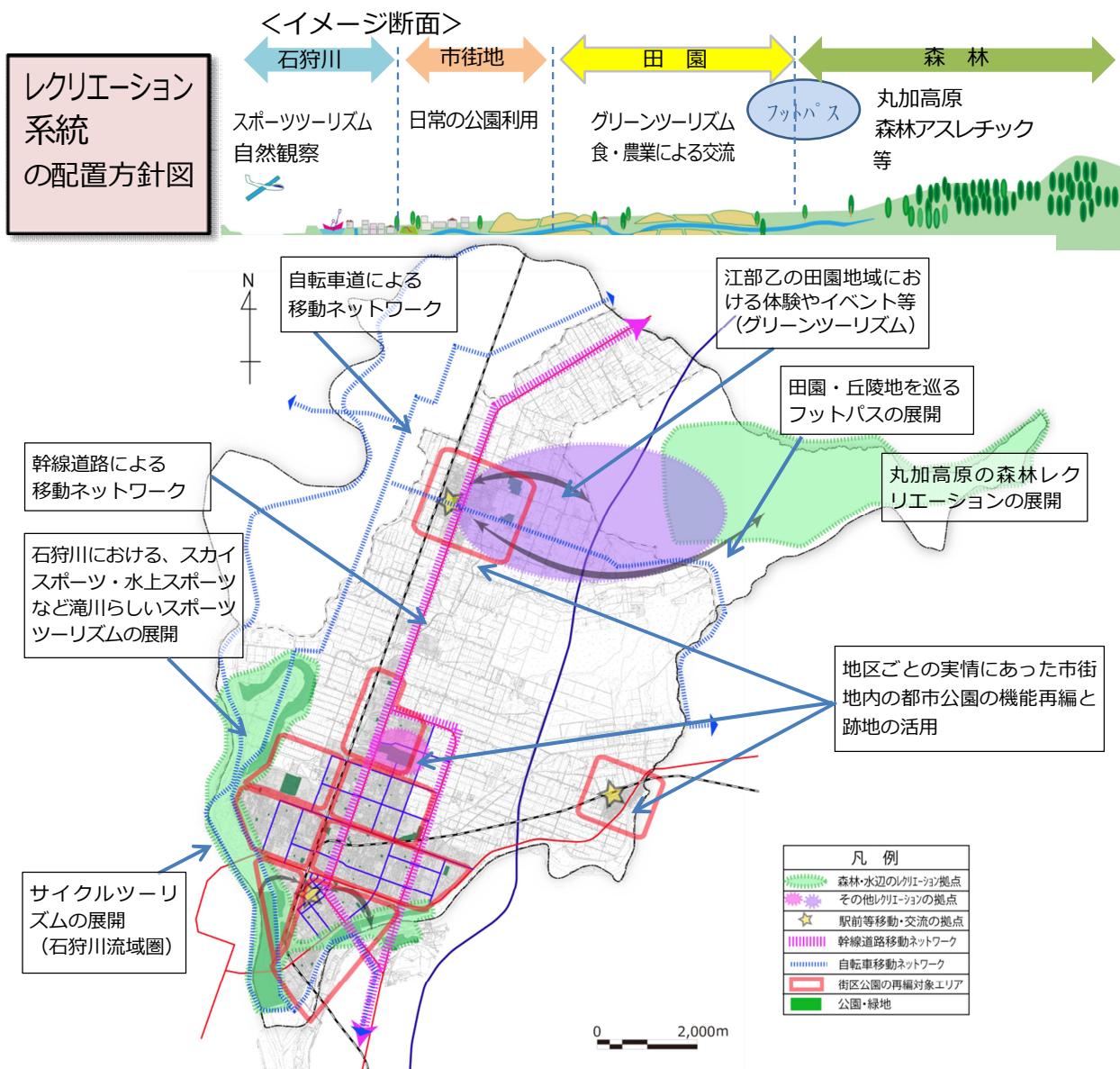
- ・市内外の人を楽しめる「グリーンツーリズム」の場となる田園地域、グライダーやカヌー、パークゴルフといったスポーツが体験でき「スポーツツーリズム」の場となる石狩川河川敷やラウネ川、森林レクリエーションが楽しめる丸加高原、市内各地にあるパークゴルフ場などは近年の観光・交流ニーズに応える滝川らしいツーリズム・体験・学びの場となる緑として位置づけ保全・活用を図ります。

### b.地域の利用ニーズに応える公園等

- ・少子高齢化を背景に、子どもの遊び場のみならず多様な市民層が有効活用できるよう全市民的な利用を見込む公園の更新を図るとともに地区ごとに公園の配置状況や公共施設等の立地を踏まえ地域の実情やニーズにあった公園配置を行います。

### c.観光・レク拠点をつなぐアクセス・移動のネットワークとなる緑

- ・都市と田園、市街地内の緑のレクリエーションを支える幹線道路、緑道、自転車道、フットパスといった移動ネットワークを位置づけ市民の積極的な利活用を図ります。



### ③ 防災

#### a. 防災や避難、災害時の対応に資する公園の緑

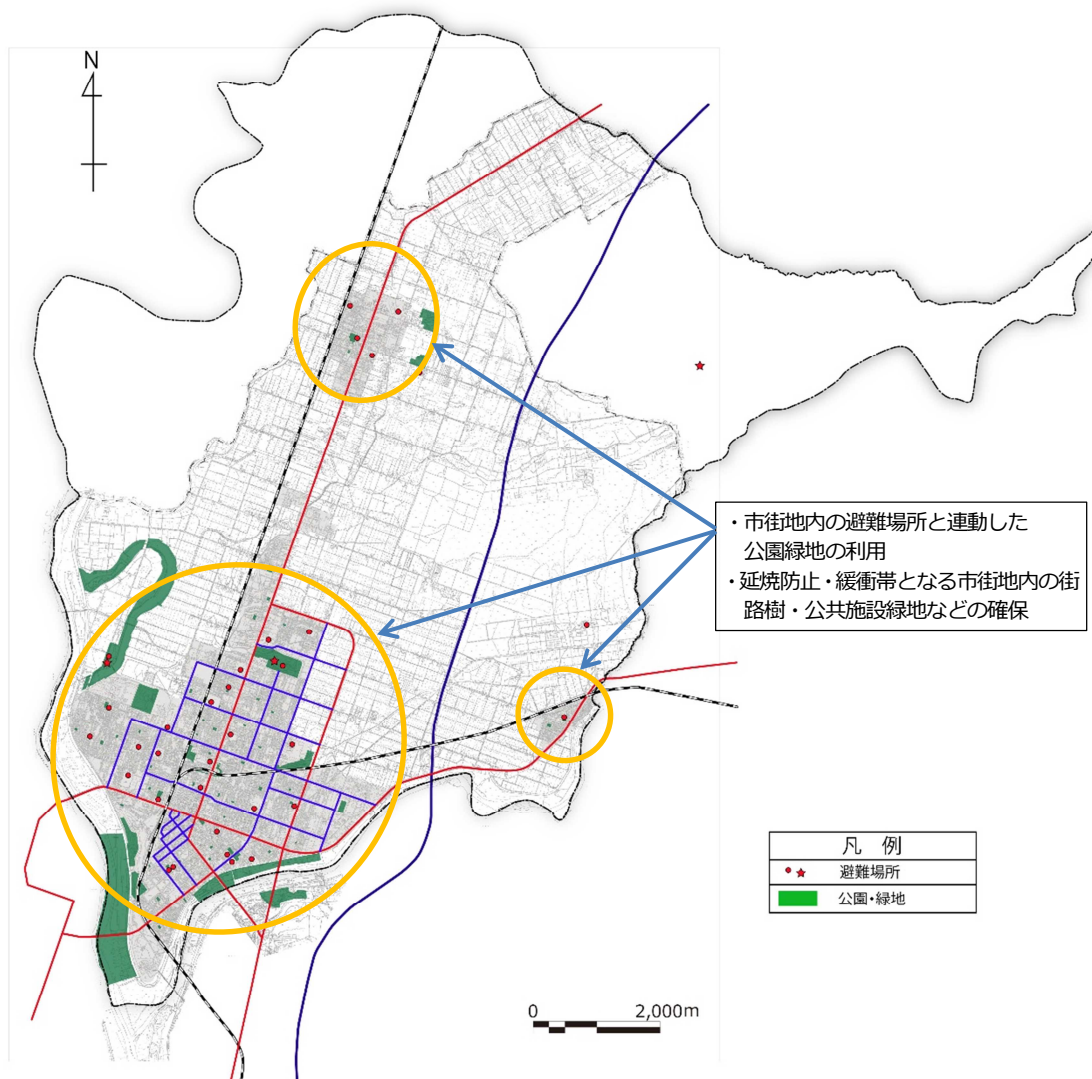
- ・市街地内では避難場所と連動した公園の機能の保持を図ります。

#### b. 災害の拡大を防ぐ街路樹や公共施設等の緑

- ・市街地内の街路樹や公共施設・公園の高木は延焼防止や緩衝機能を担う緑として配置し維持を図ります。

#### <イメージ断面>

延焼防止、緩衝帯となる市街地内の街路樹、公共施設緑地などの確保



#### ④ 景観構成

##### 【面的に広がる緑】

###### a.石狩川、空知川の水辺・河川敷の緑

- ・石狩川と空知川の2つの大河川が交わることから、広々と広がる河川敷の緑地景観、河川沿いに点在する河跡湖などの水辺空間を都市景観の骨格の一つとして位置づけます。

###### b.丸加高原の丘陵・森林の緑

- ・丸加高原など山地・丘陵地の緑を、市街地や田園景観の背景となる都市景観の骨格をなす緑として位置づけます。

###### c.田園の緑

- ・市街地を囲み河川や森林ともつながる田園の緑を位置づけ、四季折々の生産活動・地域の営みを感じられる景観を維持します。

###### d.市街地の緑

- ・住宅地などにおいて潤い、安らぎをもたらす公園の緑を適切に配置するとともに地域の資源として守り育てられてきた街路樹、公共施設の緑、社寺・その他の緑を配置し地域景観の維持保全に努めます。

##### 【線・軸上に見通す緑】

###### e.幹線道路等の緑

- ・南北に走る国道12号や道央自動車道をはじめ、都市間を連絡する国道・道道の街路樹や沿線の樹林地は、都市内を移動する人の目に触れる見通しの軸景観として位置づけ、良好な景観を維持します。
- ・特にイチョウやプラタナスの並木景観が美しい東第1授業場通り線の沿道は、優れた街路樹景観として保全を図ります。

###### f.小河川や河岸段丘の緑

- ・市内を東の丘陵地から西の石狩川に向かって流れる江部乙川、熊穴川などの小河川を地区の水辺の景観資源と位置づけ保全します。
- ・東滝川地区を東西に走る河岸段丘の緑も、地域の成り立ちを物語る緑資源として保全します。

##### 【点・拠点の緑】

###### g.滝川らしさを示す固有のポイント景観

- ・花観光の拠点となる日本一の菜の花畑、江部乙のリンゴ畑は滝川市の都市と田園・自然が調和した景観を示す要素として位置づけ保全します。

###### h.多くの人を訪れる拠点空間の景観向上

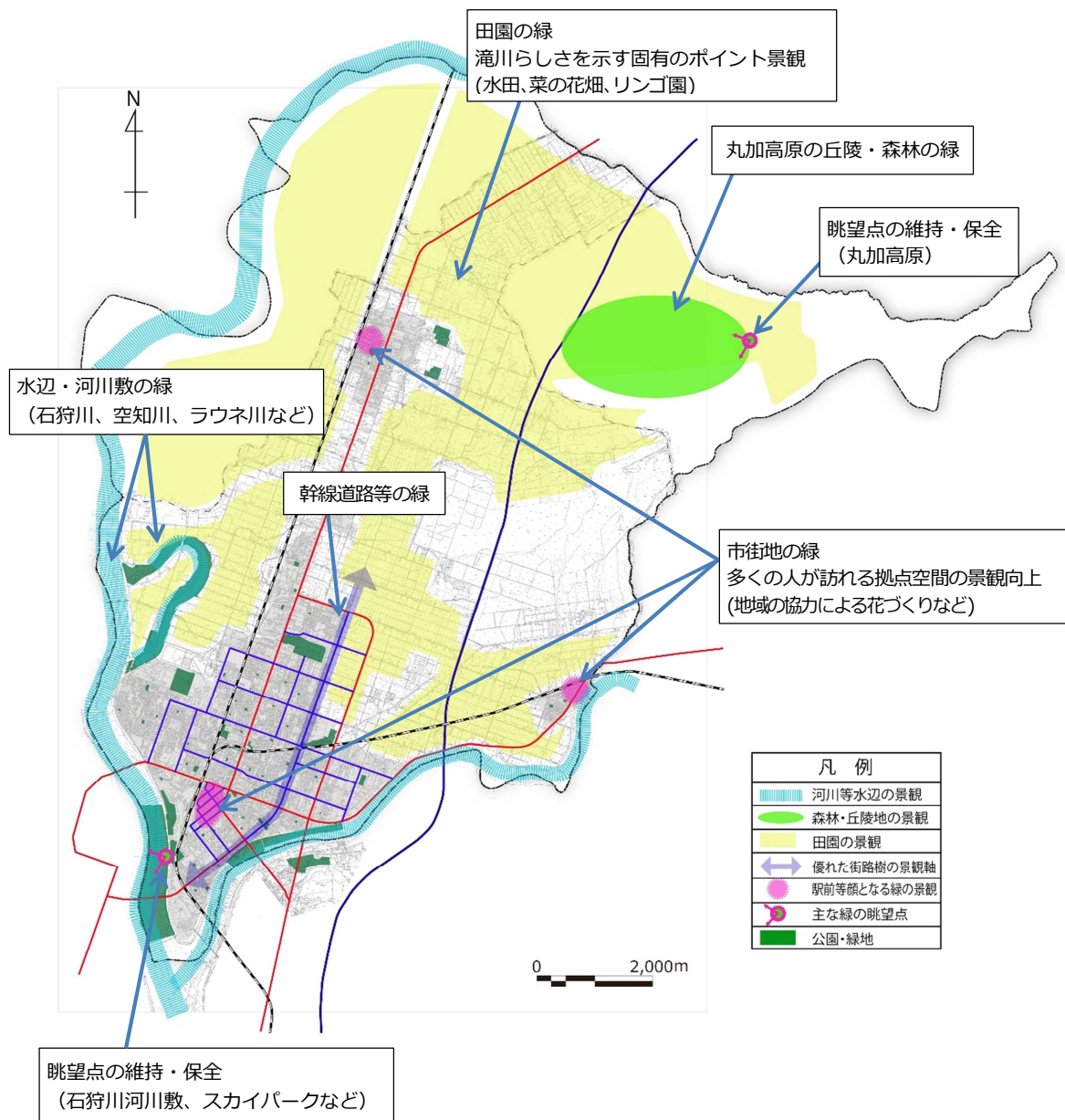
- ・JR駅や道の駅などたくさんの方が訪れる場所については、人をもてなしたり潤い・安らぎを感じられるよう、植栽や花づくりなどで創意工夫のある緑を配置します。

###### i.眺望点の確保・保全

- ・丸加高原から市街地を望む展望台、石狩川の河川敷からグライダーなどを眺めるポイントは滝川らしい景観を望む眺望点として維持・保全します。

## 景観構成系統 の配置方針図

<イメージ断面>





## 2) 総合的な緑地の配置方針

- ・4系統の緑地の配置方針を総合的に見たときに、滝川市らしい特色ある緑のまとまりをいくつかの地区としてとらえ、施策展開の方向性を示します。

### ① 滝川市街地、江部乙地区、東滝川地区

- ・市街地を中心とした地区であり、緑豊かな住環境を維持するため、緑化による緑や花の景観づくり、街路樹の維持管理、身近に利用できる公園・広場等の維持・更新や地域の特性にあった再編を進めるほか運動公園・地区公園・近隣公園などの維持・更新に努めます。

### ② 石狩川・空知川地区

- ・市街地に近接する大河川である石狩川・空知川の環境を整備し、広大で良好な河川空間を確保するとともに、一般市民にもスポーツ・レクリエーションや憩いの場として広く活用される地区であるスカイパーク、市民ゴルフ場、パークゴルフ場、運動広場など、河川敷地の利用のための方策を検討し進めます。

### ③ 西滝川地区

- ・石狩川の河跡湖であるラウネ川は、水と緑の良好な空間を構成しており、緑豊かな水辺環境を確保するため保全や整備を図るとともに、水上スポーツの振興などにより有効活用を図ります。

### ④ 空知太地区

- ・空知川の河川の緑を保全するとともに、本市の風致公園である滝川公園など自然に恵まれた環境の保全に努めます。

### ⑤ 丸加高原地区

- ・市域北東部、深川市に連なる森林・丘陵等自然に恵まれ羊や牛の放牧もされている牧歌的な地区であり、自然とのふれあいが満喫できる環境を維持するとともに、健康の森での自然休養機能の活用を促します。

### ⑥ その他の緑

- ・市街地を囲む田園や北海道畜産試験場滝川試験地跡地の森林は、都市の骨格となる農地・森林として保全するほか、市街地住民などの交流・レクリエーションの場として活用を図ります。

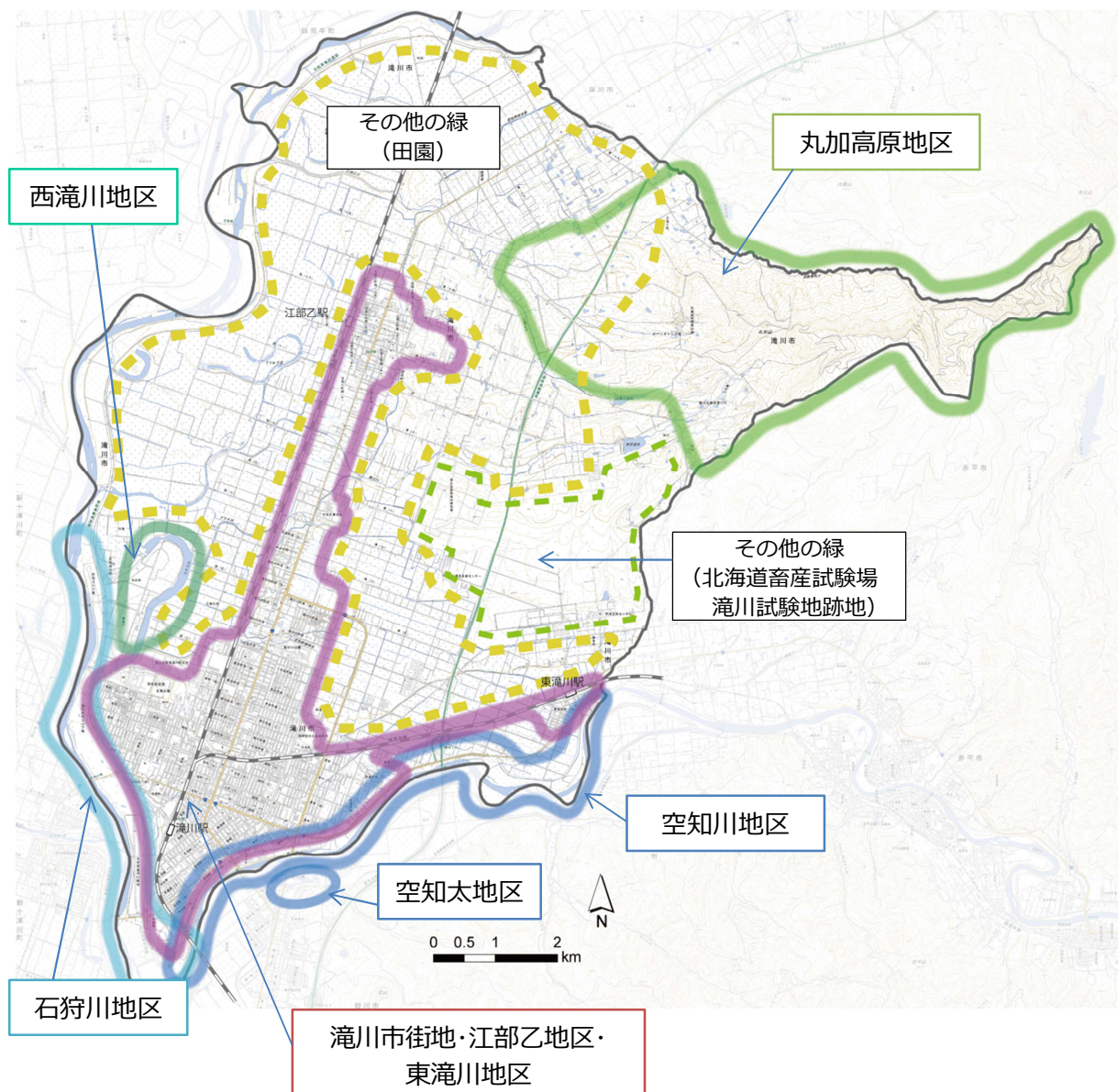


図 総合的な緑地の配置方針

## 第4章 基本目標の設定およびその達成に向けた施策

### (1) 基本目標

- ・緑の将来像を実現するための緑づくりの主要な場所となる 1)都市公園 2)公共・民間施設緑地 3)田園・森林・河川の緑 4)緑づくりの取り組みの4つを対象とした基本目標を設定します。

#### 1) 都市公園に関する基本目標

##### 魅力ある持続可能な都市公園の確保と市民利用の促進

- ・滝川市の“エココンパクトタウン”にふさわしく、都市の適切な場所に適切な機能や魅力を備えた公園に機能集約をするとともに、市民が将来にわたり利用できるよう工夫します。

##### 【達成に向けた基本的な考え方】

###### ○総量の拡大から維持へ

- ・緑の総量は充足しているとの認識から、今ある公園の資源や価値の維持を基本としていきます。
- ・財政状況を勘案しつつ、公園施設の長寿命化などコストの平準化を計画的に進めていきます。

###### ○機能再編や効果的な利活用による魅力・質の向上

- ・エリア内のコミュニティ状況や保育所・福祉施設など都市機能配置などまちづくりの動向を考慮し、既存の公園の特色・役割を活かした機能分担や施設機能の統廃合を進め、エリアとしての魅力向上を進めます。
- ・都市公園の効果的な利活用と魅力向上のため、地域住民や民間企業の自主的な参画と創意工夫を引き出せる取り組み体制やルール構築を目指します。

#### 2) 公共・民間施設緑地に関する基本目標

##### 街を彩る街路樹、公共施設緑地等の確保

- ・緑づくりにおけるコスト低減を前提に、必要な場所や効果の高い場所への緑化・保全を通じて市街地内の質の高い緑づくりを目指します。

##### 【達成に向けた基本的な考え方】

###### ○総量の拡大から維持もしくは規模や配置の適正化へ

- ・今ある植栽地は地域の資源として維持することを基本としながらも、公共施設の統廃合などまちづくりの動向も勘案し、適切に公共施設緑地を維持管理していきます。
- ・落ち葉の処理問題を抱える街路樹においても、総量の拡大はせず維持もしくは規模や配置の適正化を目指します。

#### ○多様なアプローチによる質の確保

- ・地域の資源として潤いを与える民間施設緑地は、ボリュームアップや画一的な整備のみを重視するのではなく、ボリュームが少なくても景観向上に資するもの、管理がしやすく地域で永く大事にしていけるもの、地先住民の創意工夫で演出した親しみ・愛着の持てるもの、空き地等を利用した緑豊かな居住地など、場所にあわせた効果的な緑づくりを公共緑地とともに目指します。

### 3) 田園・森林・河川の緑に関する基本目標

#### 地域や社会とつながる田園、森林、河川の緑の保全・活用

- ・市外とつながりのある市街地周囲の田園・森林・河川の緑について、地域資源や社会での役割を認識しつつ豊かな環境の保全・活用を目指します。

#### 【達成に向けた基本的な考え方】

##### ○開発抑制のための保全から維持・利活用のための保全へ

- ・緑の機能を享受できるよう、市民のふれあい・体験活動・レクリエーションの場としてさらなる活用を図ります。

### 4) 緑づくりの取り組みに関する基本目標

#### 市民との協働による緑づくり

- ・緑づくりの実現に向け、担い手となる市民、事業者、団体が緑づくりに関わりやすい環境づくりを目指します。

#### 【達成に向けた基本的な考え方】

##### ○市民の自主性・創意工夫を尊重した緑化や花づくり

- ・市民が進めるガーデニングや沿道敷地の緑化などの活動について、行政や活動団体が情報発信などを行い市民の活動の輪を広げます。

##### ○“滝川らしさ”を重視した市民が誇りと愛着を持てる活動の展開

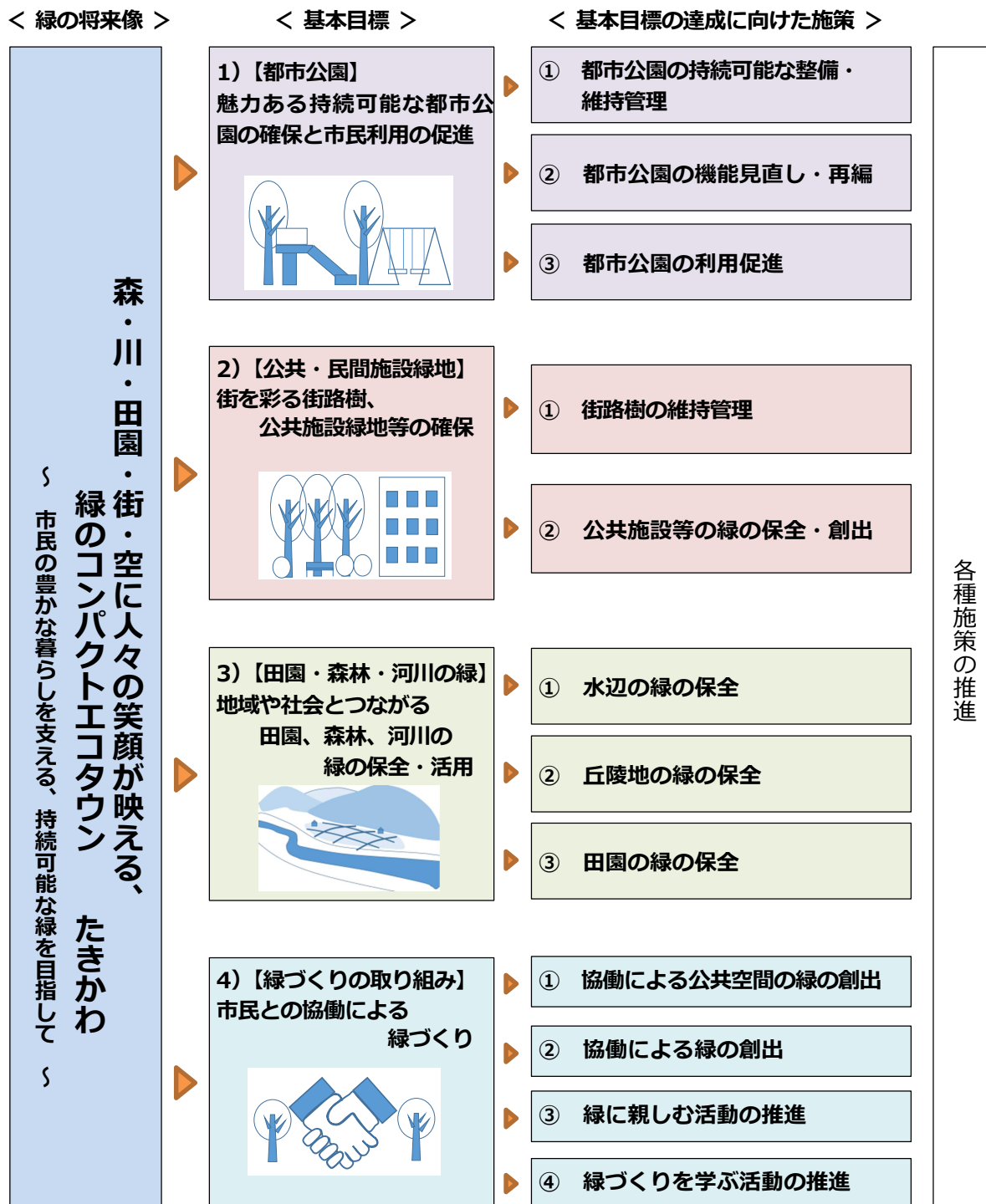
- ・滝川らしさや季節感を重視した「行きたくなる」「利用したくなる」緑づくりとそれらのきっかけにもなる食や環境、スポーツなど滝川市に誇りと愛着を持てる活動を市民のアイディアも取り入れながら市や各種団体が協力して情報発信をし、市民の活動を促進します。

##### ○誰もが参加し、活躍できる仕組み、基盤づくり

- ・緑について子どもからお年寄りまで学び、実践できるように努めます。

## (2) 基本目標の達成に向けた施策

それぞれの基本目標の達成に向けた、保全および緑化推進のための施策を示します。





## 1)【都市公園】魅力ある持続可能な都市公園の確保と市民利用の促進

### ①都市公園の持続可能な整備・維持管理

- ・公園施設の予防保全型管理を進めるとともに、他施設との一体的な管理の促進などストック効果を高める管理・マネジメント（ストックマネジメント）の考え方に基づく各種方策を検討・推進します。

#### 【具体的な取り組み】

##### 1. 公園遊具の安全確保

- ・国の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」や「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」、北海道の「都市公園事業設計要領」などにに基づき、施設の新設・更新時における設計上の配慮、維持管理段階での確実な安全点検を進めます。

##### 2. 公園施設の長寿命化や改修

- ・公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の予防保全型管理を進めライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・また一律の管理水準で維持管理を行うのではなく、地域ごとに公園が持つ価値・重要性にも考慮しながら、公園施設の機能ごとに目標とすべき管理水準を決めて選択と集中による補修や更新・機能再編を進めていきます。
- ・公園施設のバリアフリー化を図り整備を進めます。

##### 3. 公園樹木等の適正管理

- ・公園の更新などにあわせ、紅葉など四季を演出する緑、実のなる木、冬に映える緑など各公園・エリアの特性に応じた公園樹木を安全確保に配慮しながら配置・管理します。

##### 4. 官民連携も視野に入れた公園と他施設との一体的な管理の促進

- ・指定管理者制度や設置許可制度の更なる活用や、都市公園法改正により新たに創設されたPark-PFI（公募設置管理制度）の導入など、目的に応じた活用を図ります。
- ・また冬の雪深い季節にも利用の増進が期待できるよう、施設整備や管理方法の工夫について検討します。

## ■官民連携の事業方式について

官民連携を視野に入れた公園の管理については「指定管理者制度」をはじめ「設置管理許可制度」「公募設置管理制度」があります。特に平成 29 年の都市公園法改正により新設された「公募設置管理制度」は、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行うことができるのが特色となっています。

表 官民連携も視野に入れた公園施設との一体的な管理の促進事業方式

| 事業方式<br>内容 |    | 指定管理者制度                                                            |    |      |    | 設置管理許可制度                                                 |    |      |    | 公 募 設 置 管 理 制 度<br>(park-PFI)                                                                              |    |      |    |
|------------|----|--------------------------------------------------------------------|----|------|----|----------------------------------------------------------|----|------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|----|
| 事業期間の目安    |    | 3～5年程度                                                             |    |      |    | 10年（更新可）                                                 |    |      |    | 10年（20年担保）                                                                                                 |    |      |    |
| 根拠法        |    | 地方自治法                                                              |    |      |    | 都市公園法                                                    |    |      |    | 都市公園法                                                                                                      |    |      |    |
| 根拠法上の規定    |    | 議会の議決<br>条令制定（改正）                                                  |    |      |    | 許可                                                       |    |      |    | 条令制定（改正）<br>公募                                                                                             |    |      |    |
| 内容         |    | 都市公園全体の管理を民間等に利用料金の収受も含めて包括的に委任しようとするような場合に適用する。                   |    |      |    | 飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合や遊具、花壇等の公園施設管理をNPO等に委ねる場合に適用する。 |    |      |    | 公募対象公園施設に設置・管理と周辺園路・広場等の整備改修を一体的に行う事業者を公募で選定する。                                                            |    |      |    |
| 民間事業者の業務範囲 |    | 設計                                                                 | 建設 | 維持管理 | 運営 | 設計                                                       | 建設 | 維持管理 | 運営 | 設計                                                                                                         | 建設 | 維持管理 | 運営 |
|            |    |                                                                    |    | ○    | ○  | ○                                                        | ○  | ○    | ○  | ○                                                                                                          | ○  | ○    | ○  |
| 施設所有者      |    | 公共                                                                 |    |      |    | 民間                                                       |    |      |    | 民間                                                                                                         |    |      |    |
| 行政側        | 収入 | 指定管理料                                                              |    |      |    | 使用料                                                      |    |      |    | 特定公園施設の設計・建設費の一部                                                                                           |    |      |    |
|            | 支出 |                                                                    |    |      |    |                                                          |    |      |    |                                                                                                            |    |      |    |
| 事業者側       | 収入 | 指定管理料<br>利用料金等                                                     |    |      |    | 利用料金等                                                    |    |      |    | 利用料金等                                                                                                      |    |      |    |
|            | 支出 | 維持管理費<br>運営費                                                       |    |      |    | 使用料<br>維持管理費、運営費                                         |    |      |    | 使用料<br>維持管理費、運営費<br>（収益の一部で公園整備）                                                                           |    |      |    |
| メリット       |    | 効率的な施設運営や顧客目線のサービス提供に優位性のある民間事業者のノウハウを取り入れることにより、質の高い公共サービスが期待できる。 |    |      |    | 民間事業者は、独立採算のもと自由に事業を行うことができる。<br>市は使用料収入を得ることができる。       |    |      |    | 民間資金を活用することで公園整備、管理にかかる財政負担が軽減。<br>民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により老朽化した公園施設の更新ができ、利用者の利便性、快適性、安全性について官民相乗した効果が期待できる。 |    |      |    |
| デメリット      |    | 指定管理者が辞退、破産するなど指定管理ができなくなる問題がある。                                   |    |      |    |                                                          |    |      |    | 事業者が破産するなど公募対象施設の運営ができなくなる問題がある。                                                                           |    |      |    |
| 運用に関して必要事項 |    | 運用済み                                                               |    |      |    | 運用済み                                                     |    |      |    | 公募条件等決定する段階で、公募により民間事業者の意向調査・直接対話を行い、当該案件のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理が必要。                                      |    |      |    |

## ■都市公園の公募設置管理制度（Park-PFI）とは

Park-PFI は、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。（「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」より）



## ■滝川市での導入検討

滝川市では、Park-PFI の導入に向けて以下の区分により検討していきます。

表 Park-PFI の展開

| 区 分                       | 効 果                                                                                                                                    | 条 件                                        |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <b>観光・レクリエーション拠点型</b><br> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市的な観光・レクリエーション拠点の利用との相乗効果を目指す。</li> <li>・滝の川公園</li> <li>・文化公園 など</li> </ul>                   | 原則として 4,000 m <sup>2</sup> 以上の敷地を有する公園とする。 |
| <b>まちなか憩い・賑わい拠点型</b><br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内の賑わい増進に資する場所の公園利用促進と人を街中へ誘導することによる相乗効果を目指す。</li> <li>・平和公園</li> <li>・虹のかけ橋公園 など</li> </ul> |                                            |

- ・導入には都市公園区域に限定せず、背後地等の周辺の状況を含めて一体的な活用を検討します。
- ・上記の検討に際しては、観光・産業・福祉など庁内関連部局との連携を図るとともに、民間事業者へのサウンディング型市場調査※などの手法を用いて、本市に必要で実現可能な事業要件を調査します。

※サウンディング型市場調査：公募条件等を決定する前段階で、公募により民間事業者の意向調査・直接対話を行い、当該案件のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理を行うこと。

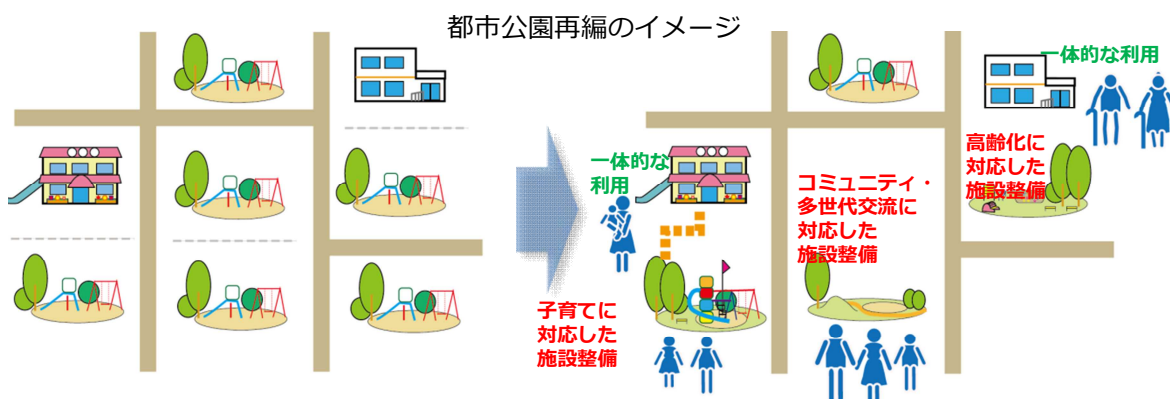
## ②都市公園の機能見直し・再編

- ・市民の身近な公園である都市公園の利用促進を図るため、現況の利用状況、人口減少や少子高齢化の進行を踏まえた将来の利用状況、地域の特性を考慮して、公園機能の見直しおよび公園立地の集約を検討します。

### 【具体的な取り組み】

#### 1. 都市公園の再編等の調査検討

- ・市街地のエリアごとに人口の動向や施設の立地を把握したうえで、公園のあり方について検討し現況の公園整備状況と地域の特性を重ね合わせて、公園の機能見直し、立地の再編を検討します。
- ・検討にあたってはコンパクトな都市づくりの考え方に連動し、都市機能の集約により人が集まりやすくなるエリア、既存の学校や子育て支援施設、福祉施設等との一体的な利用の相乗効果が得られるエリアなどを集約先として想定します。
- ・公園集約の跡地となる箇所では、住民のコミュニティスペースなど防災上の機能も視野に入れたうえで、地域の創意工夫で利用・管理できるスペースとしての利活用を地域とともに検討します。
- ・ただし、公園用途廃止後のあり方については地域とともに検討します。



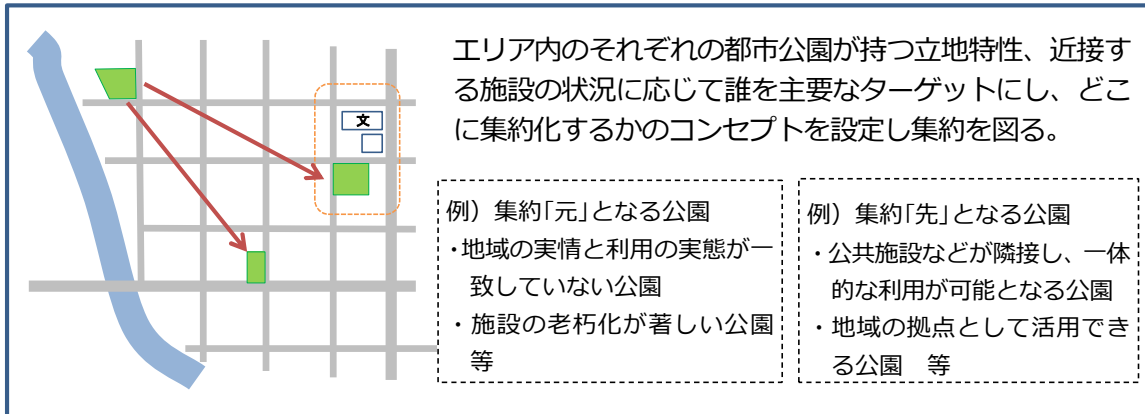
### 【都市公園再編について】

- ・都市公園の再編にあたっては、地域ごとの施設配置やその役割との関係も見据え次ページの①～⑨のエリアに分け再編を図る。

| 番号 | エリア内の地区                                                  | 再編による都市公園の数          |
|----|----------------------------------------------------------|----------------------|
| ①  | 有明町                                                      | 3箇所 → 2箇所（1箇所を統合集約）  |
| ②  | 栄町、明神町、花月町、空知町、中島町、新町                                    | 15箇所 → 9箇所（6箇所を統合集約） |
| ③  | 泉町、幸町、扇町、西町                                              | 7箇所 → 5箇所（2箇所を統合集約）  |
| ④  | 一の坂町、本町、大町、緑町、東町、流通団地                                    | 14箇所 → 7箇所（7箇所を統合集約） |
| ⑤  | 泉町、幸町、西滝川                                                | 4箇所 → 4箇所（変更なし）      |
| ⑥  | 黄金町、朝日町、文京町、南滝の川                                         | 12箇所 → 7箇所（5箇所を統合集約） |
| ⑦  | 屯田町、滝の川町、二の坂町                                            | 5箇所 → 4箇所（1箇所を統合集約）  |
| ⑧  | 江部乙町                                                     | 3箇所 → 1箇所（2箇所を統合集約）  |
| ⑨  | 東滝川町                                                     | 2箇所 → 1箇所（1箇所を統合集約）  |
| 合計 | 65箇所（街区50箇所、地区5箇所、近隣6箇所等）<br>↳ 40箇所（街区28箇所、地区4箇所、近隣4箇所等） |                      |

## 【都市公園集約のイメージ】

- ・都市公園の集約は、子育て支援拠点型、高齢社会等の課題に対応した福祉対応拠点型、コミュニティ・多世代交流拠点をコンセプトにした公園整備を図ります。



### 【地域の実情に応じた利活用】

- 「子どもの遊び場」機能を確保することを基本に、画一的な都市公園整備ではなく地区の特性やターゲットに応じたコンセプトを併せ持つ公園整備を目指す。

#### 「子育て支援拠点」型

- 保育所・小学校との近接
  - 園庭との一体的利用
  - 小学校の総合学習への利用 等



#### 「高齢社会等の課題に対応した福祉対応拠点」型

- 福祉施設と隣接
  - 散策路、休憩施設の充実
  - 季節感に配慮した植栽、花植え 等



#### 「コミュニティ・多世代交流拠点」型

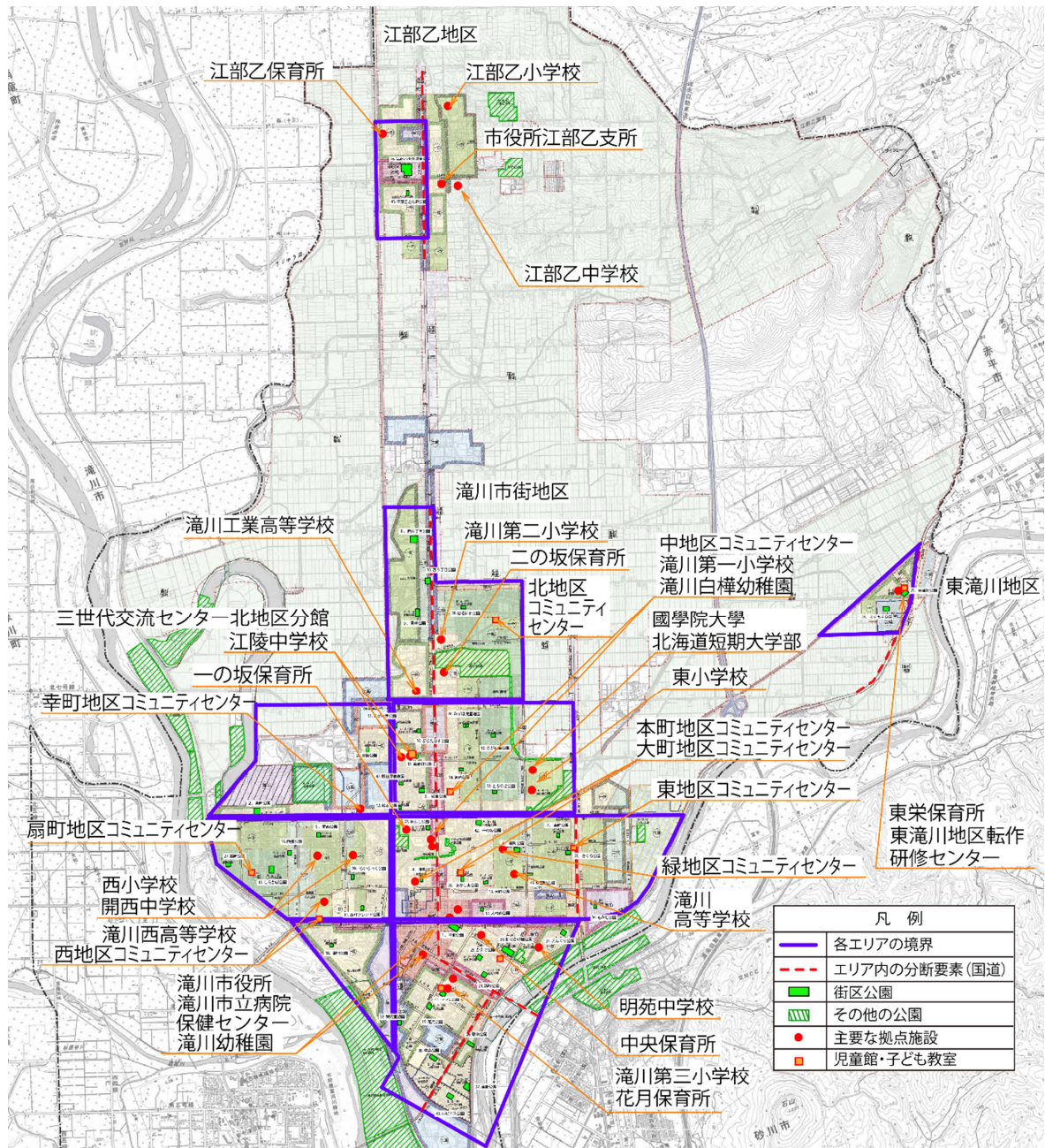
- 町内の集まりやすい場所、集合住宅団地に近接
  - 自由広場、町内会行事、イベント
  - 多世代が使える健康増進施設、花壇や菜園 等





## 【都市公園再編・エリアごとの検討のイメージ】

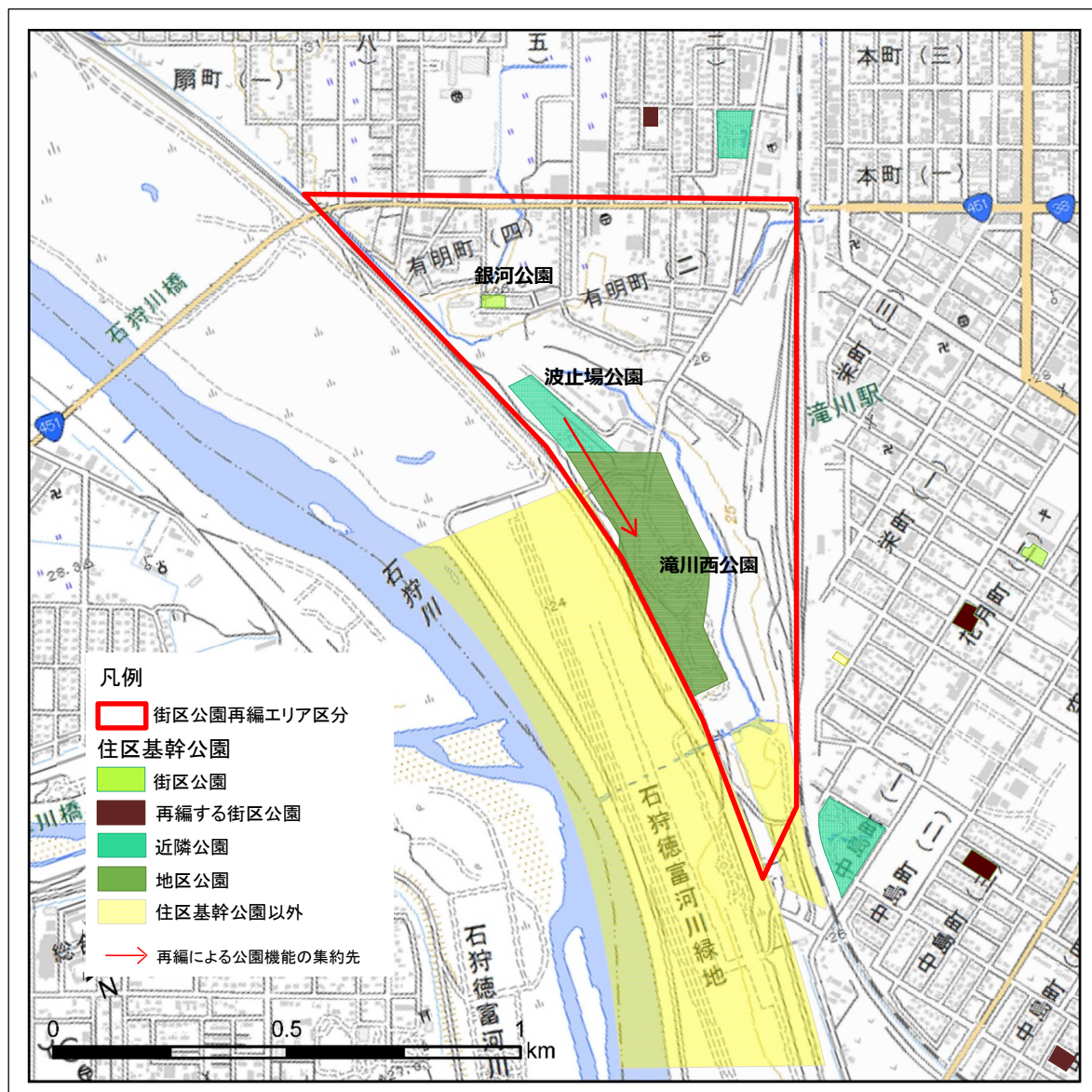
- ・再編エリアは学区を基本に考えますが、既に開設している都市公園の誘致圏も考慮する必要があることから国道、道道でエリアを分けます。



※都市公園の再編とは、改訂する計画の中で今後 20 年を見据えて再編すること。

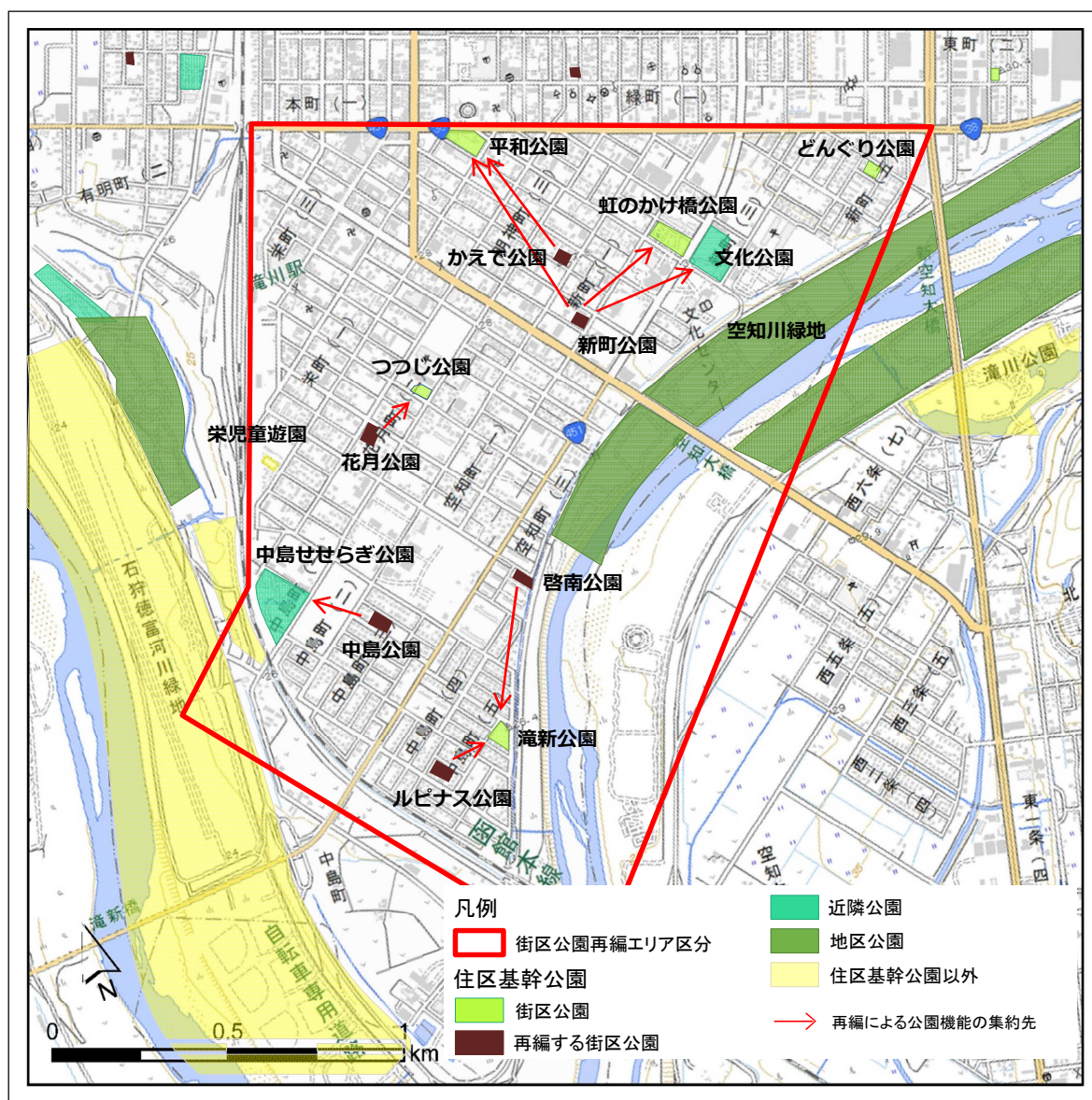


再編エリア① 有明町



| 再編前   | 再編後       |
|-------|-----------|
| 銀河公園  | 変更なし（子育て） |
| 波止場公園 | 滝川西公園に集約  |
| 滝川西公園 | 変更なし（地区）  |
| 3 公園  | 2 公園      |

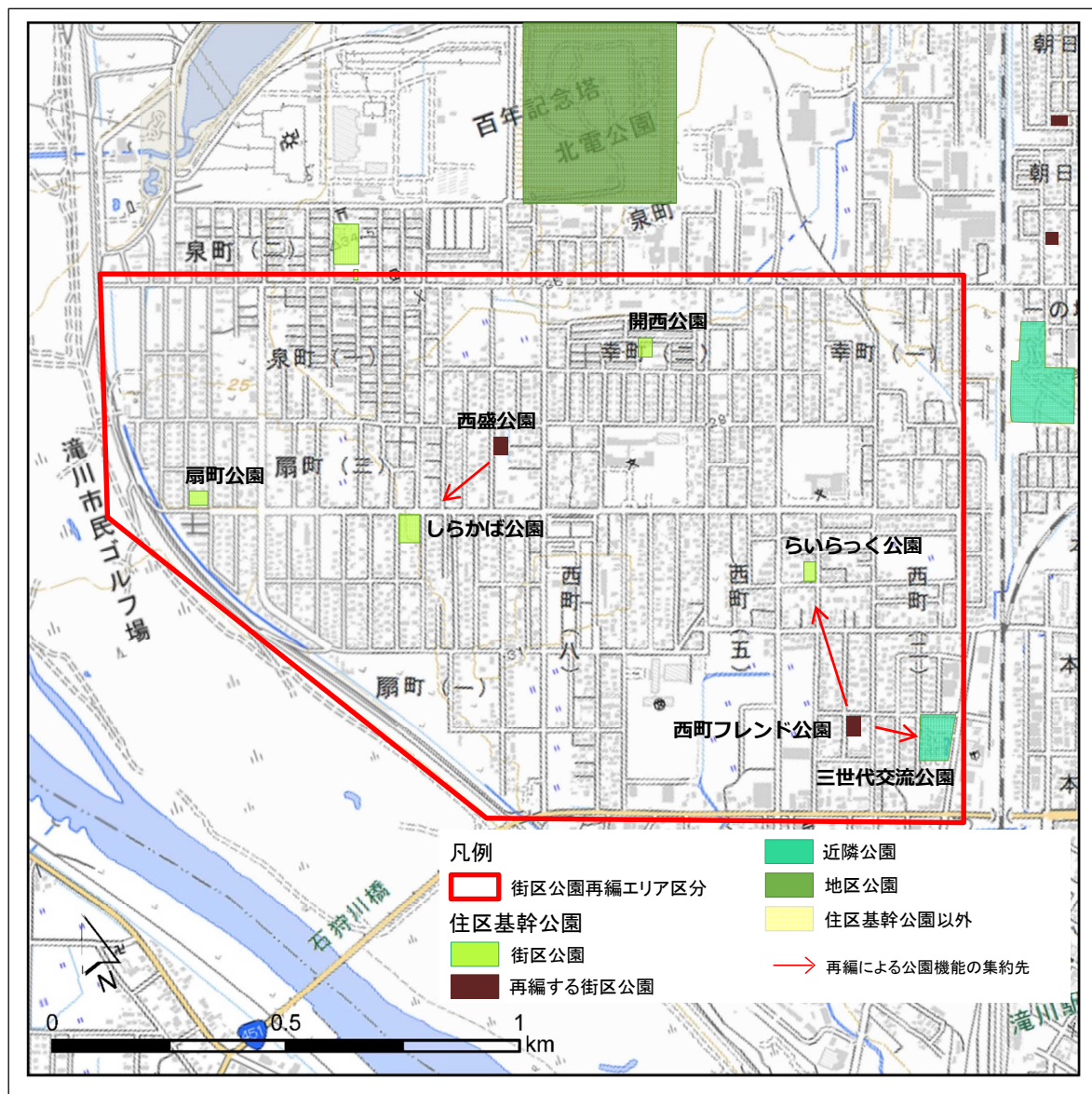
再編エリア② 栄町、明神町、花月町、空知町、中島町、新町



| 再編前      | 再編後                          |
|----------|------------------------------|
| 栄児童遊園    | 変更なし（子育て）                    |
| 平和公園     | 変更なし（子育て+コミュニティ）             |
| 花月公園     | つつじ公園に集約                     |
| 新町公園     | 文化公園、虹のかけ橋公園、平和公園に集約 用途廃止を検討 |
| かえで公園    | 平和公園に集約                      |
| 啓南公園     | 滝新公園に集約                      |
| どんぐり公園   | 変更なし（子育て）                    |
| 滝新公園     | 変更なし（子育て+コミュニティ）             |
| 中島公園     | 中島せせらぎ公園に集約                  |
| 虹のかけ橋公園  | 変更なし（コミュニティ）                 |
| ルピナス公園   | 滝新公園に集約                      |
| つつじ公園    | 変更なし（子育て）                    |
| 中島せせらぎ公園 | 変更なし（子育て+コミュニティ）（近隣）         |
| 文化公園     | 変更なし（子育て+コミュニティ）（近隣）         |
| 空知川緑地    | 変更なし（地区）                     |
| 15 公園    | 9 公園                         |

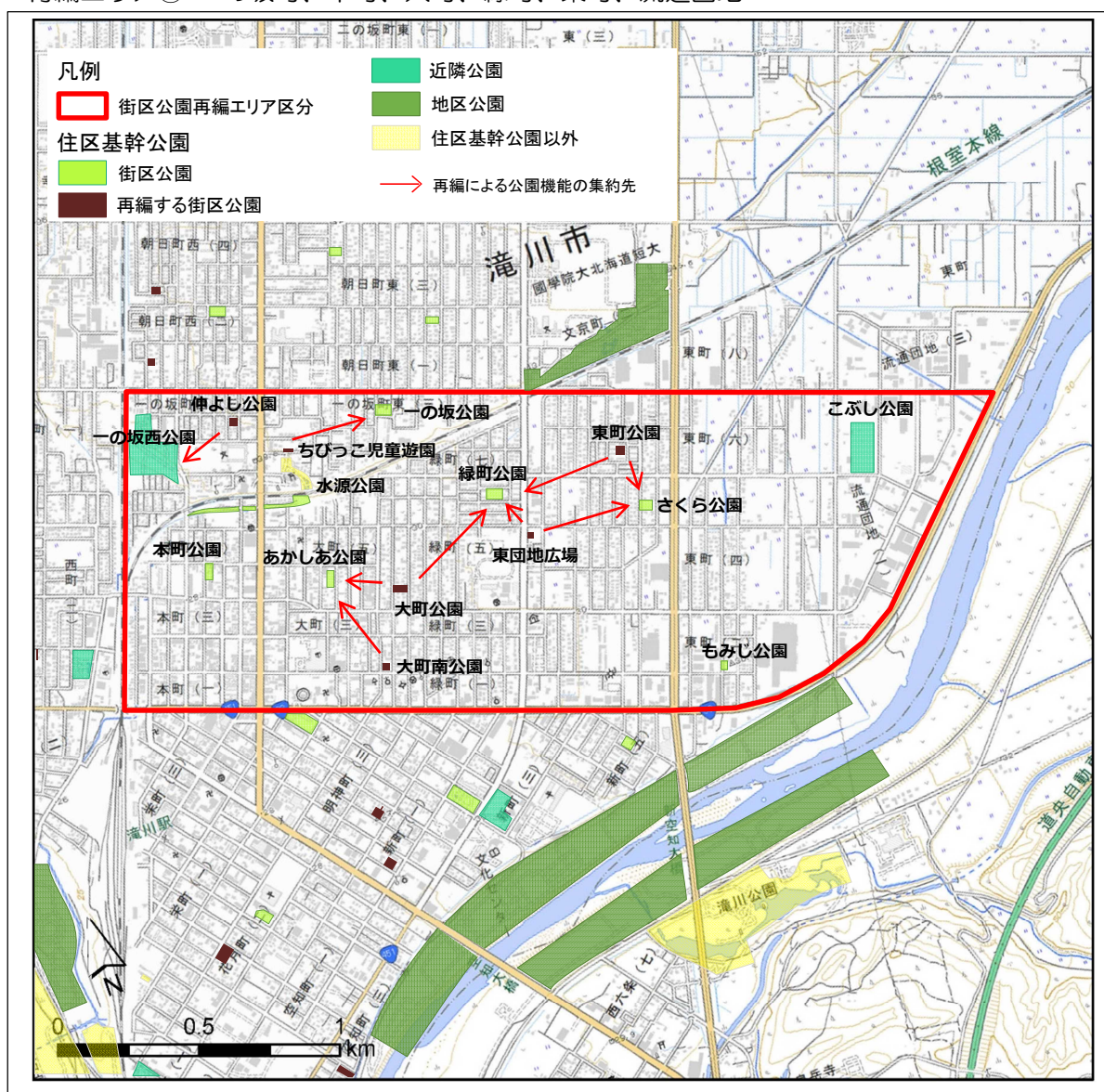


再編エリア③ 泉町、幸町、扇町、西町



| 再編前      | 再編後                |
|----------|--------------------|
| 開西公園     | 変更なし（コミュニティ）       |
| 西町フレンド公園 | 三世代交流公園、らいらっく公園に集約 |
| 西盛公園     | しらかば公園に集約          |
| しらかば公園   | 変更なし（子育て+コミュニティ）   |
| 扇町公園     | 変更なし（子育て）          |
| らいらっく公園  | 変更なし（子育て）          |
| 三世代交流公園  | 変更なし（子育て+福祉）（近隣）   |
| 7公園      | 5公園                |

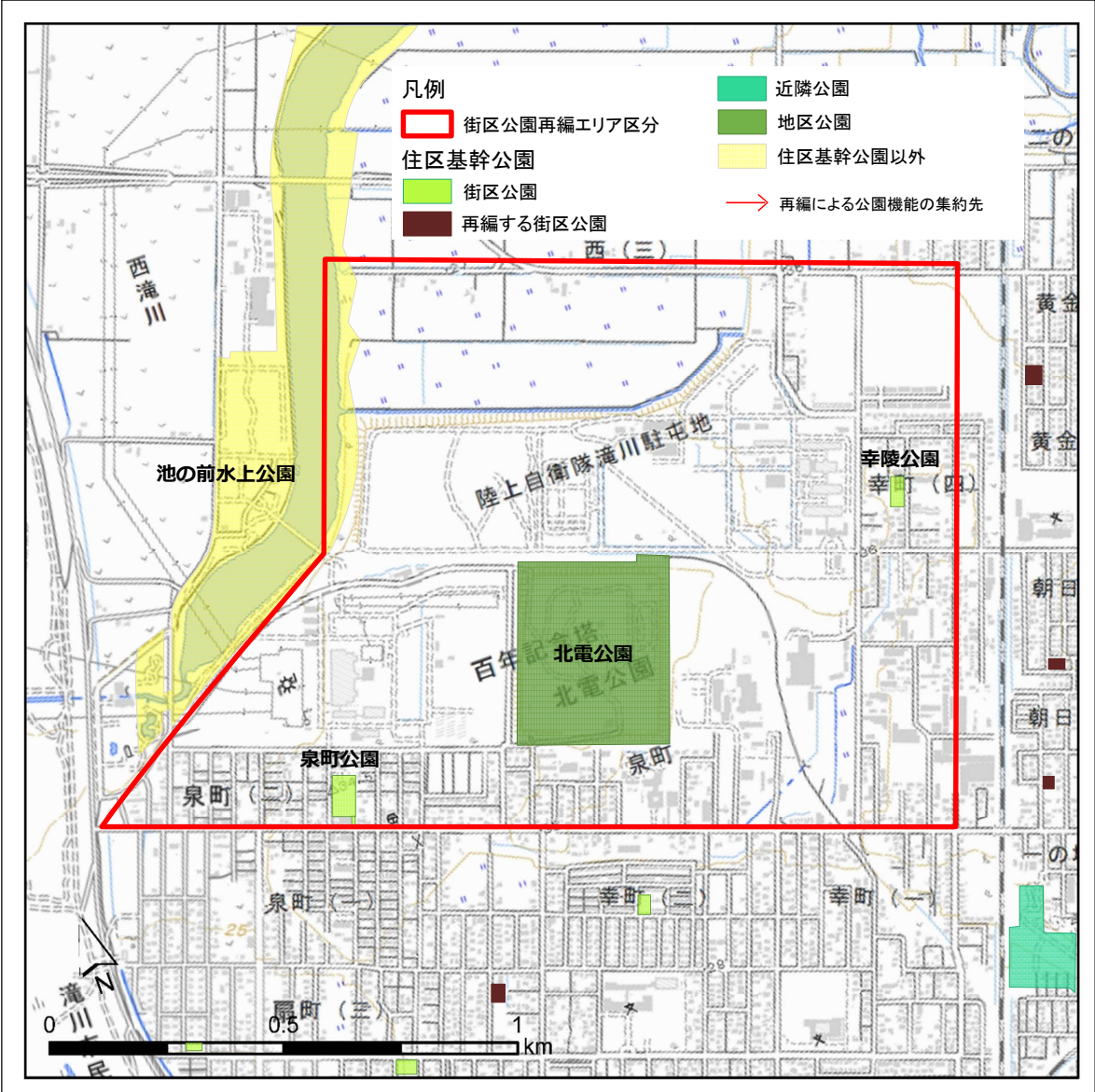
再編エリア④ 一の坂町、本町、大町、緑町、東町、流通団地



| 再編前      | 再編後                          |
|----------|------------------------------|
| 本町公園     | 変更なし（子育て+コミュニティ）             |
| 緑町公園     | 変更なし（コミュニティ）                 |
| 東町公園     | 緑町公園、さくら公園に集約                |
| 大町公園     | あかしあ公園、緑町公園に集約               |
| 大町南公園    | あかしあ公園に集約 用途廃止を検討            |
| さくら公園    | 変更なし（子育て+コミュニティ）             |
| 仲よし公園    | 一の坂西公園に集約                    |
| もみじ公園    | 変更なし（コミュニティ）                 |
| あかしあ公園   | 変更なし（子育て）                    |
| 一の坂公園    | 変更なし（子育て）                    |
| ちびっこ児童遊園 | 一の坂公園に集約 用途廃止 （水源公園は用途廃止を検討） |
| 東団地広場    | 緑町公園、さくら公園に集約 用途廃止           |
| こぶし公園    | 用途廃止を検討                      |
| 一の坂西公園   | 変更なし（子育て+拠点）                 |
| 14 公園    | 7 公園                         |

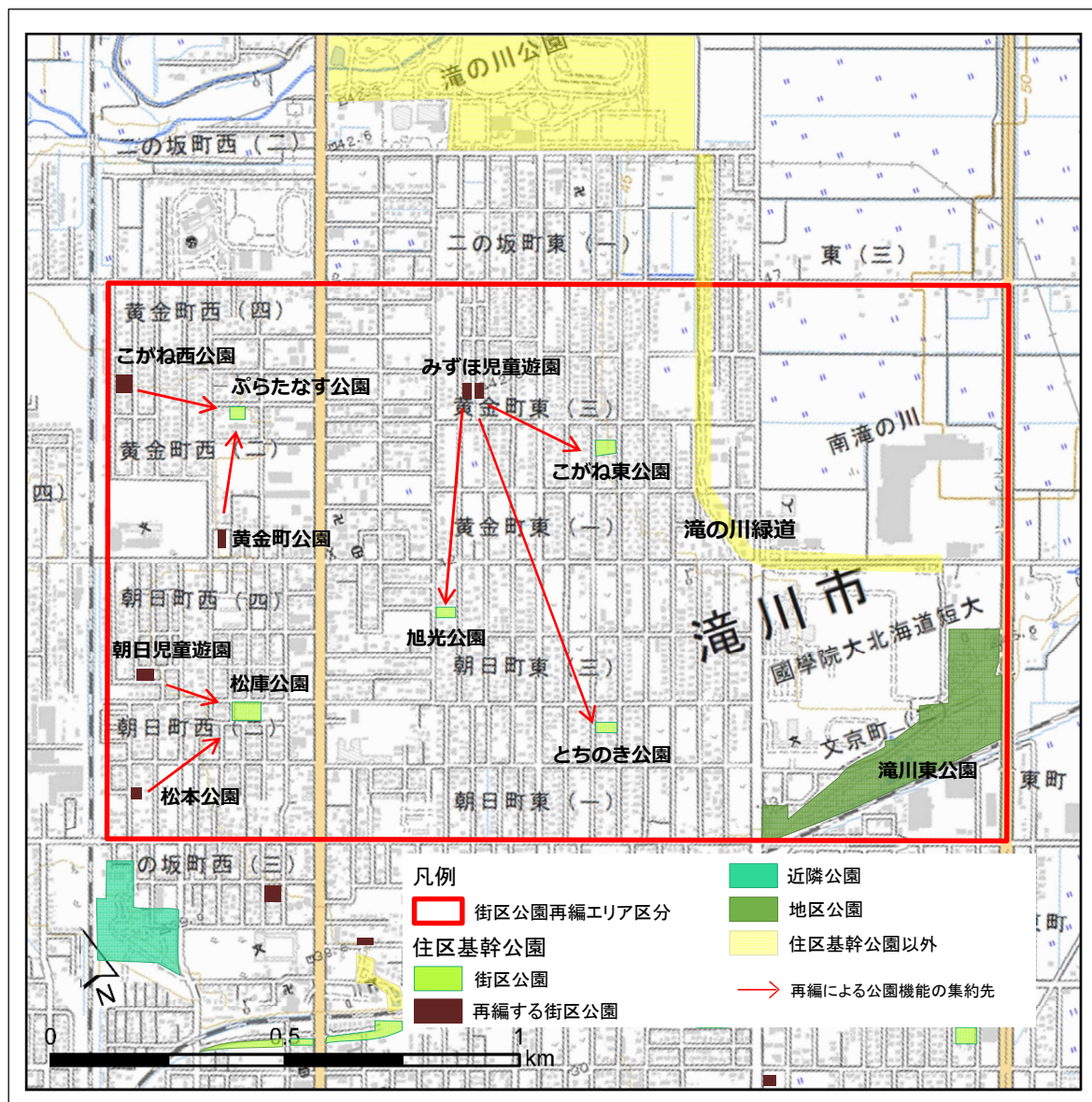


再編エリア⑤ 泉町、幸町、西滝川



| 再編前     | 再編後          |
|---------|--------------|
| 泉町公園    | 変更なし（コミュニティ） |
| 幸陵公園    | 変更なし（子育て）    |
| 北電公園    | 変更なし（地区）     |
| 池の前水上公園 | 変更なし（総合）     |
| 4 公園    | 4 公園         |

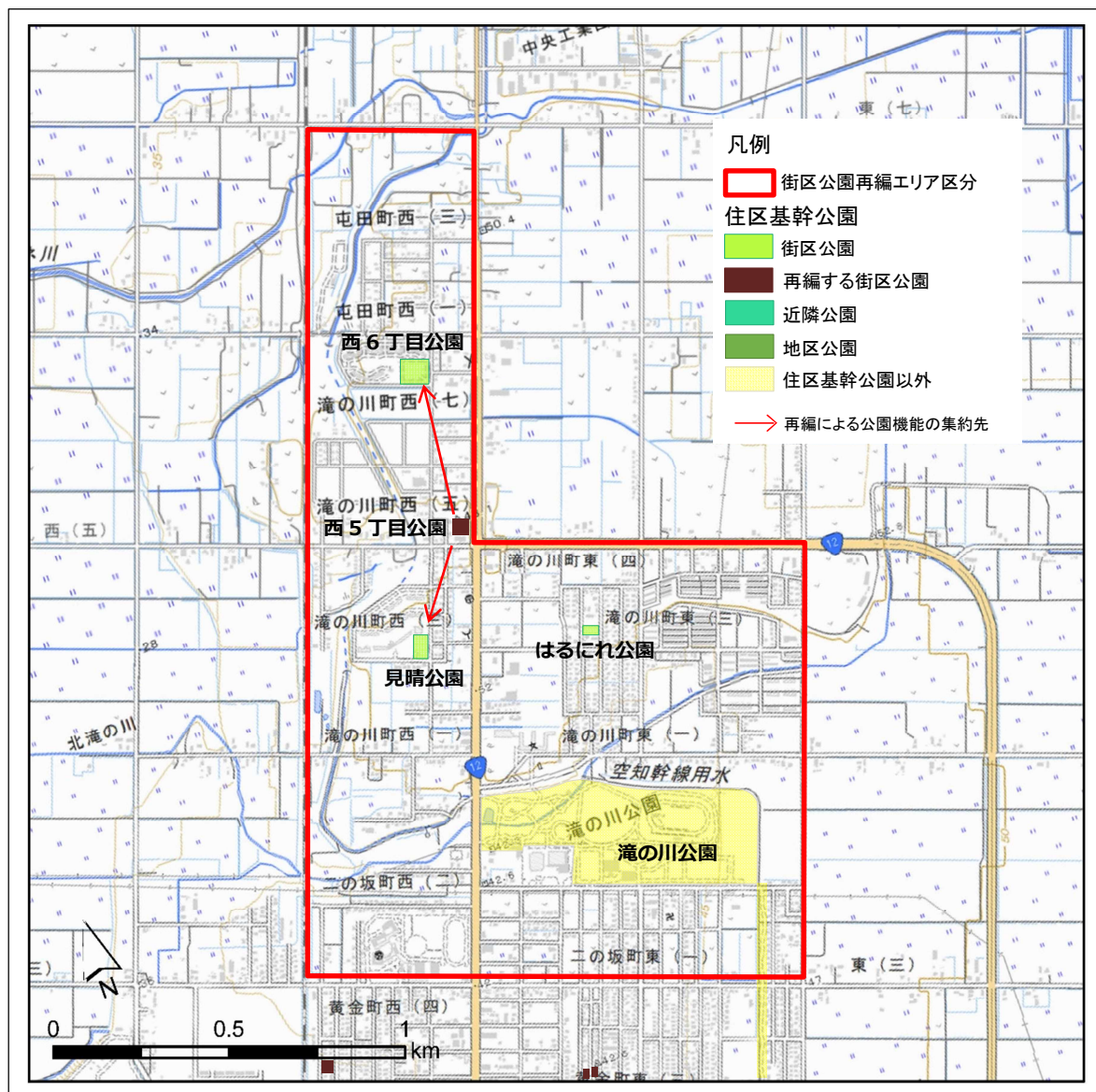
再編エリア⑥ 黄金町、朝日町、文京町、南滝の川



| 再編前     | 再編後                   |
|---------|-----------------------|
| 松庫公園    | 変更なし(子育て)             |
| 松本公園    | 松庫公園に集約               |
| ふらたなす公園 | 変更なし(子育て+コミュニティ)      |
| 黄金町公園   | ふらたなす公園、松庫公園に集約       |
| 朝日児童遊園  | 松庫公園に集約               |
| こがね西公園  | ふらたなす公園に集約            |
| こがね東公園  | 変更なし(子育て)             |
| 旭光公園    | 変更なし(子育て)             |
| とちのき公園  | 変更なし(子育て)             |
| みずほ児童遊園 | こがね東公園、旭光公園、とちのき公園に集約 |
| 滝川東公園   | 変更なし(地区)              |
| 滝の川緑道   | 変更なし(緑道)(健康づくり)       |
| 12 公園   | 7 公園                  |

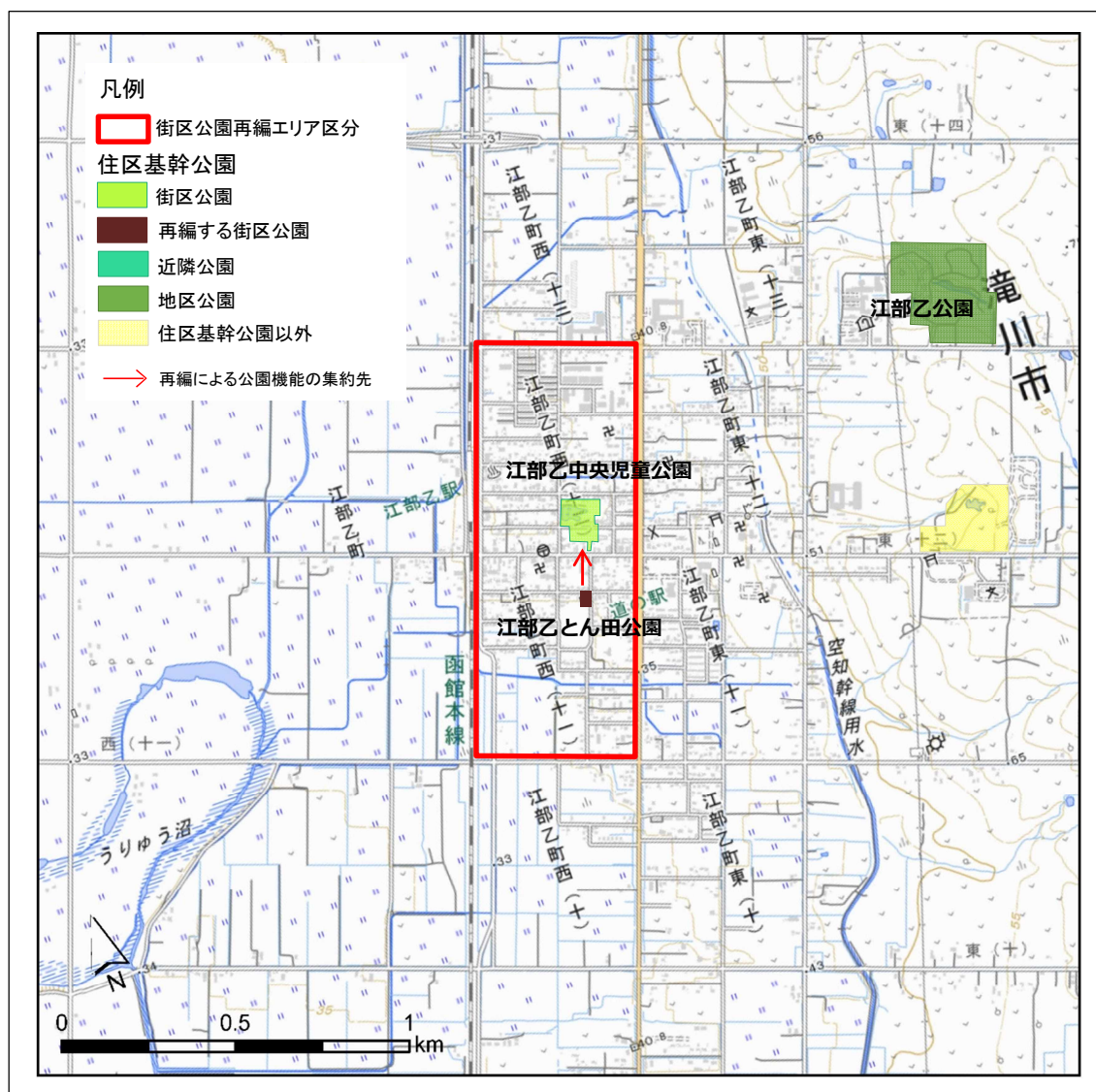


再編エリア⑦ 屯田町、滝の川町、二の坂町



| 再編前    | 再編後                 |
|--------|---------------------|
| 西6丁目公園 | 変更なし（コミュニティ）        |
| 見晴公園   | 変更なし（コミュニティ）        |
| はるにれ公園 | 変更なし（コミュニティ）        |
| 西5丁目公園 | 西6丁目公園、見晴公園に集約 用途廃止 |
| 滝の川公園  | 変更なし（運動）            |
| 5公園    | 4公園                 |

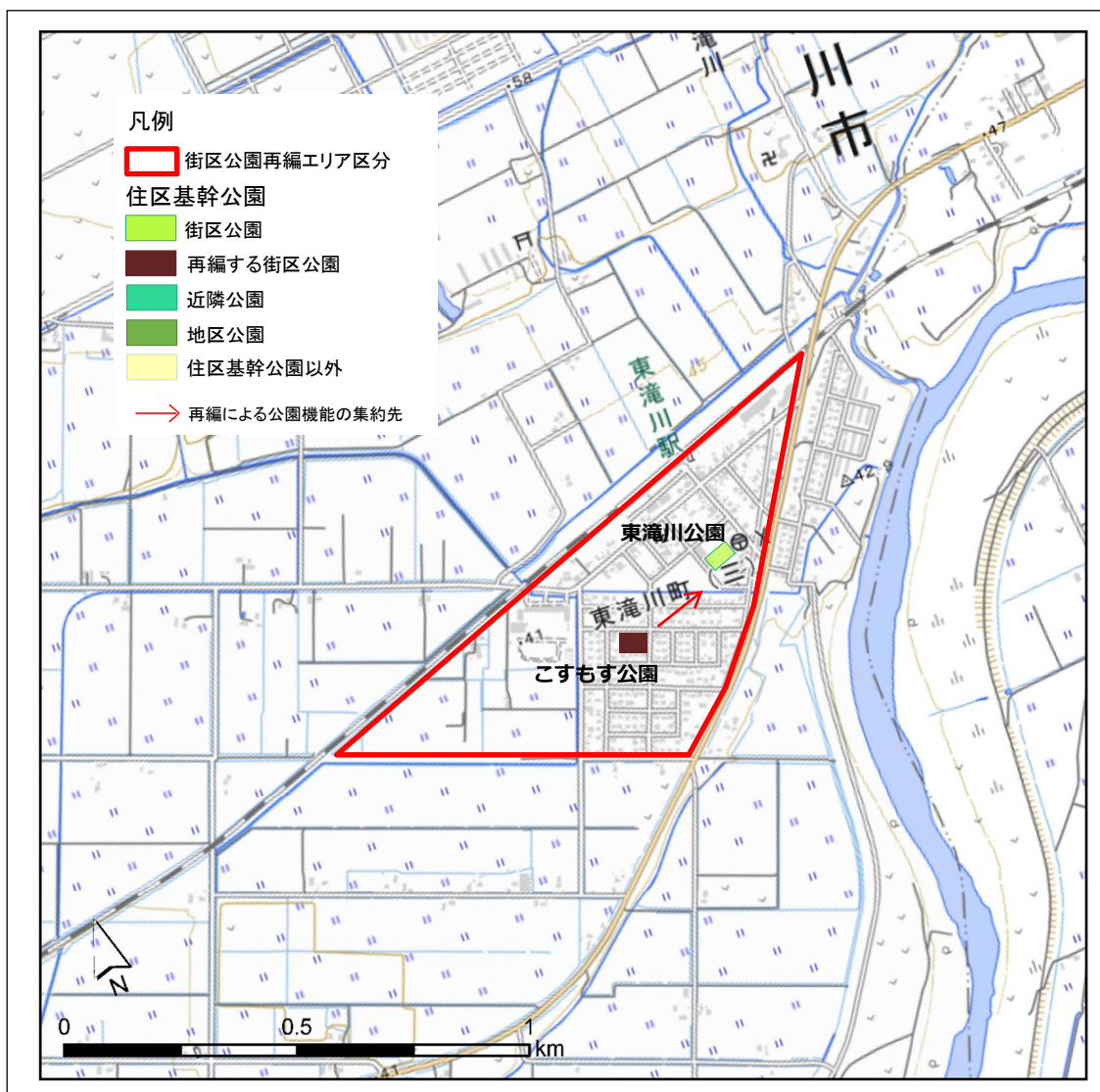
# 再編エリア⑧ 江部乙町



| 再編前       | 再編後              |
|-----------|------------------|
| 江部乙とん田公園  | 江部乙中央児童公園に集約     |
| 江部乙中央児童公園 | 変更なし（子育て+コミュニティ） |
| 江部乙公園     | 用途廃止を検討          |
| 3 公園      | 1 公園             |



再編エリア⑨ 東滝川町



| 再編前    | 再編後              |
|--------|------------------|
| 東滝川公園  | 変更なし（子育て+コミュニティ） |
| こすもす公園 | 東滝川公園に集約         |
| 2 公園   | 1 公園             |

## 2. 公園の防災機能の充実

- ・避難所施設と隣接した身近な公園や指定緊急避難場所となっている滝の川公園などは、災害対応時の一体的な利用に努めます。（地域防災計画に基づく対応）
- ・市民の防災意識の向上、自主防災組織の育成を支援するため、防災訓練の場所としての公園の活用などを促します。

## 3. 今後の土地利用方針にあわせた都市公園廃止等の検討

- ・中空知流通関連団地は工業・流通関連業務としての利用度が高く、すでに飽和状態となりつつありますが、今後更なる需要が見込まれるところです。
- ・当該区域にある都市公園（近隣公園）は、近接する未利用地での民間開発行為によってもたらされる緑地の設置が見込まれるなどの条件が整った場合は、地域実情や土地利用方針に応じ、都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると客観性を確保し判断される場合には、都市公園を廃止することも考えられます。
- ・その他の地域についても都市機能の集約化（コンパクトシティ）の実現のために都市公園の敷地が都市の活性化に必要な場合については、都市公園の廃止又は面積を縮小しその土地の有効利用を図ることも検討します。

## ③都市公園の利用促進

- ・市民および市外からの都市公園の利用促進を図ります。

### 【具体的な取り組み】

#### 1. スポーツ・レクリエーション拠点の機能維持・充実

- ・スカイスportsの拠点であるスカイパークや水上スポーツの拠点である B&G 海洋センター、各種スポーツ機能が備わる滝の川公園など市内のスポーツ・レクリエーション拠点として老朽施設の更新や機能充実を行い、市民のみならず市外からの交流人口の利用を促すよう PR していきます。
- ・各種スポーツ機能が備わる滝の川公園は、市全体の運動施設の集約先として老朽施設の改修を計画的に進めることで、高齢者の健康増進及び子ども達の健全な育成に資する拠点機能の充実を図ります。

#### 2. 公園の特性・魅力に応じた PR、利用促進

- ・拠点的な公園から地域の資源となる身近な公園まで、魅力ある公園のホームページ等での紹介を工夫するなど PR を引き続き行い、市民の利用促進を図ります。



B&G 海洋センター



スカイパーク

## 2)【公共・民間施設緑地】街を彩る街路樹、公共施設緑地等の確保

### ①街路樹の維持管理

- ・市街地の緑を形成する街路樹の具体的な取り組みとして、重点管理路線は景観形成および安全確保を重点に、その他路線は安全確保を重点に実施していきます。老木化などにより管理上不都合が生じた場合は順次改善などの見直しを検討します。

#### 【具体的な取り組み：重点管理路線】

##### 1. 優れた街路樹の PR [重点管理路線図から]

- ・四季を感じる景観や緑陰形成など、景観的に優れた街路樹の路線を市民からの情報も踏まえて選定するとともに、子ども達にも分かりやすく伝わるよう市のホームページ等での情報発信を工夫し、街路樹や緑への理解を促進します。
- ・特に四季を感じることでできる街路樹が連続する東第 1 授業場通り線外は、国道とも交差するゲートウェイ空間の緑でもあり、滝川市が誇る優れた街路樹の最重要路線として保全・PR を行っています。

##### 2. 協働・連携による街路樹管理

- ・落ち葉の清掃など、市民との協働による美化活動を継続して行います。
- ・街路樹管理に関して必要に応じて国や北海道と協議・調整します。

#### ■東第 1 授業場通り線の取り組み

| 区分 | 取り組み内容                                      | 備 考                                                                |
|----|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 点  | ・ゲートウェイ空間（国道との交差点など）の景観整備<br>・公園空間と連続した景観整備 | ・国道 12 号、38 号との交差点、国道 451 号への接続点<br>・文化公園                          |
| 線  | ・春「桜」、夏「プラタナス」、秋「イチョウ」を演出する並木の重点管理・育成       | ・桜：約 1.2km（国道 451 号）<br>・プラタナス：約 0.7km<br>・イチョウ：約 3.6km 合計 約 5.5km |
| 面  | ・沿道落ち葉の協働による美化・管理                           | ・地域との連携                                                            |

#### 【具体的な取り組み：その他路線】

##### 1. 街路樹空間の安全確保（必要最小限の措置）[その他路線図から]

- ・車両の停止に関わる交差点の 20m から 35m の範囲は、視距を確保するとともに、信号や標識などの視認の妨げにならないように改善を図ります（道路構造令に準拠）。
- ・台風などの災害で倒木により通行止めの発生や枝折れによる通過車両への支障が頻繁に発生している箇所の街路樹は、剪定や伐採などの手法により安全確保を図ります。
- ・植樹柵より根が張り出し歩道を持ち上げ歩行に支障となる街路樹については、歩行空間の安全を優先に考え、根の除去または街路樹を除去するなどして歩道の整備を行います。
- ・街路樹の配置検討を行うため、地域の意向を聞きながら間引きなどを行います。
- ・市道の縁石切下げ等で街路樹を撤去する場合は、代替樹木の苗木を指定場所に補植します。

##### 2. 協働・連携による街路樹管理

- ・落ち葉の清掃など市民との協働による美化活動を継続して行います。

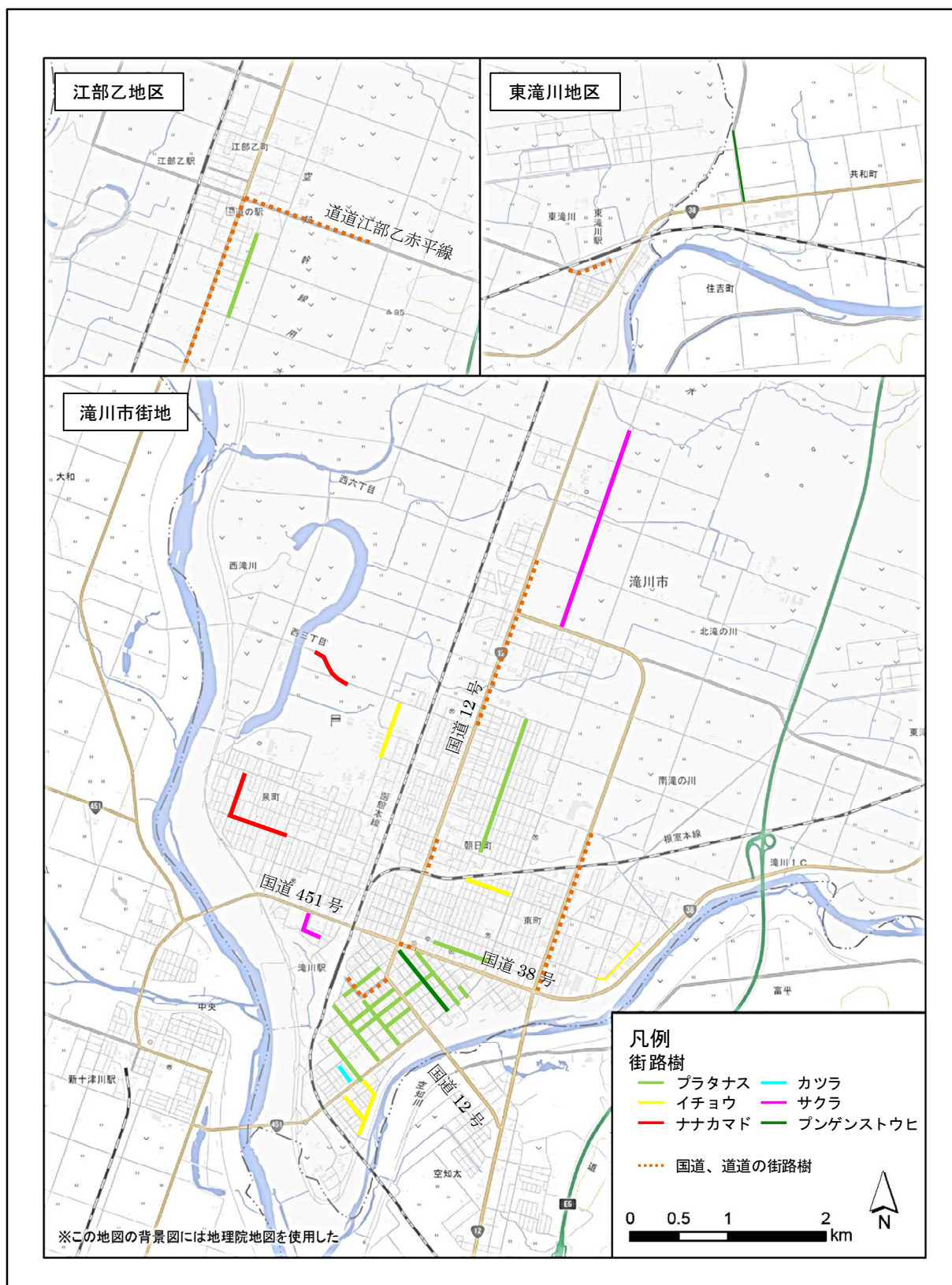


# 【重点管理路線図：東第1授業場通り線外】





# 【その他路線図】



## ②公共施設等の緑の保全・創出

- ・公共施設の緑のあり方について検討し、施設のニーズに対応した緑の保全・創出・維持管理を図ります。

### 【具体的な取り組み】

#### 1. 豊かな公共・民間植栽地の保全・管理

- ・既存の公共施設の植栽地でまとまったボリュームを有する箇所、周辺との緑のネットワーク形成が期待される箇所、石碑や文化財などがあり地域の歴史・文化的意義のある箇所に関しては優先的な保全・管理を検討します。実施にあたっては公共の植栽地の場合、施設を所管する部署や地域の意向を踏まえて進めます。
- ・社寺等民間の植栽地においては基本的に所有者の責任において管理することとしますが、適正な管理に向けた情報提供や緑化樹の配布などを必要に応じて行います。
- ・JRの駅前（滝川駅、江部乙駅、東滝川駅）では、来訪者を迎え入れる顔となる空間として、植栽や管理方法を工夫しながら景観に配慮した緑づくりを進めます。実施にあたっては民間企業や商店街、地域の活動団体との連携を促し、地域の創意工夫がなされた取り組みを目指します。

#### 2. 都市公園の再編に伴い、再編元となる公園の更なる活用

- ・再編元となる公園の利活用については、地域住民の意見を取り入れながら、地域で活用していける緑地として再生を図ります。

## 3)【田園・森林・河川の緑】地域や社会とつながる田園、森林、河川の緑の保全・活用

### ①水辺の緑の保全

- ・滝川市を流れる石狩川や空知川など、河川に広がる緑や石狩川の河跡湖群の保全を図りつつ、自然観察の場やレクリエーション拠点等としての機能を保持していきます。

### 【具体的な取り組み】

#### 1. 大河川の緑の保全

- ・都市の緑の骨格となり、広大な高水敷のスカイパークやサイクルネットワークなど、レクリエーションの拠点を有する石狩川、空知川、水上スポーツの拠点を有するラウネ川については、レクリエーション拠点の機能を保持しつつ河川管理者と連携しながら水辺や緑の保全を図ります。
- ・石狩川の流れが取り残され形成された沼川などについては、野鳥など自然観察の場として今後も親しまれるよう自然環境の保全を図ります。

#### 2. 小河川の緑の保全

- ・昆虫類や水生生物が生息する市内の小河川について、丸加高原の森林と石狩川を東西につなぎ、生物多様性保全に資するエコロジカルネットワークの一部として水辺環境の保全に努めます。

## ②丘陵地の緑の保全

- ・丸加高原および周辺の丘陵地の保全を図りつつ、自然体験・散策等レクリエーションの場として活用を図ります。

### 【具体的な取り組み】

#### 1. 丸加高原等丘陵地の緑の保全

- ・保安林やその他民有林で構成される丸加高原および周辺の丘陵地は、滝川市の緑の骨格を成す緑として保全を図るとともに、自然体験・散策等レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・保全・活用にあたっては、四季折々の丘陵・森林の景観などの紹介を行っていきます。

## ③田園の緑の保全

- ・田園都市である滝川市を特徴付ける田園の緑を保全・活用することで、将来の緑へと引き継いでいきます。

### 【具体的な取り組み】

#### 1. 田園の緑の保全

- ・水田や畑、春に黄色いじゅうたんを形成する「菜の花畑」、江部乙のりんご畑といった四季折々の表情を見せる田園景観の農地について、地域の環境美化などを通じて保全を図るとともに美しい景観をホームページなどで紹介を行います。



菜の花畑



りんご園



#### 4)【緑づくりの取り組み】市民との協働による緑づくり

##### ①協働による公共空間の緑の創出

- ・市民や事業者との協働による公共空間の緑の創出を行います。

##### 【具体的な取り組み】

###### 1. 市民・事業者への管理協力の要請

- ・市民との協働による美化活動（落ち葉回収袋の提供等）を進めるとともに、町内会等への街区公園等の管理協力について引き続き依頼していきます。

###### 2. 市民の沿道花植え・緑化、修景への支援

- ・これまでの美化活動とも連動し、公共空間における市民と協働で幹線道路沿道や商店街の花植え・緑化に関する支援を行うとともに、花壇づくりなど市民の創意工夫に基づく緑づくりの場についても検討します。
- ・また滝川駅前広場などにおいても、民間企業や商店街、地域の活動団体と協議の場を持つなどして連携し、季節の景観を演出するなど、顔となる空間としての緑づくりを行います。

##### ②協働による緑の創出

- ・滝川市の市民や事業者へ緑の創出や管理に関する支援・促進を行います。

##### 【具体的な取り組み】

###### 1. 緑化や花づくりの支援

- ・これまでも取り組んで来た緑花樹配布事業は継続して実施していきます。

###### 2. 商業地や工業・業務地の緑化や花づくりの促進

- ・商業地や工業地における自主的な敷地内の花づくり・緑化活動の良好な取り組み事例についても情報を発信しながら、花づくり・緑化の活動がさらに広がるよう促します。

###### 3. 地域の優良事例の紹介

- ・住宅地のガーデニングなど参考になる事例をピックアップし、市や関連団体のホームページなどを通じて広く市民に紹介できるよう検討します。

###### 4. 民間によるまとまった植栽地の保全

- ・ゴルフ場、社寺や JR 沿線の防風林、河岸段丘崖など地域の環境を形成する緑の情報を把握し、所有者や地域の意向を踏まえて保全に向けた取り組みを検討します。

## 5.“緑の資源”としての保全

- ・地域のシンボリックな樹木や歴史的な由来・ゆかりのある樹木、文化財など歴史的な建物の環境を構成する樹木は、地域に親しまれる緑として保全に努めます。



江部乙地区のオープンガーデン



JR 滝川駅

## ③緑に親しむ活動の推進

### 【具体的な取り組み】

#### 1. 滝川らしいスカイスports・水上Sportsの普及啓発

- ・石狩川の高水敷などを利用した河川緑地・運動場等で展開されるSports・レクリエーションを市民が体験できるようPRします。

#### 2. 公園緑地の利活用

- ・地域の行事や企業のイベントなど、市内の公園を様々なかたちで柔軟に活用していきます。
- ・また今後、地域（町内会、NPO法人、民間団体、企業など）の創意工夫による公園の運営管理、収益事業や担い手育成による持続可能な公園づくりを目指して、地域が自主的に管理する公園施設整備への支援制度を検討します。

### 3. 散策や体験、健康増進の場としての緑のネットワークの活用

- ・田園・森林・河川の空間を利用したフットパスやサイクリングコース、滝の川緑道から運動公園につながるエリアなど地域資源のネットワークを行き来することで、健康増進などにつながる取り組みを保健・福祉の観点から推進を図ります。

### 4. 地域の緑資源情報の発信

- ・市内の丘陵景観や田園景観、市街地景観を彩る街路樹、滝川らしいスポーツ・レクリエーション施設の情報を整理しホームページなどで発信します。

## ④緑づくりを学ぶ活動の推進

### 【具体的な取り組み】

#### 1. 緑に関する学習の場の提供

- ・総合的な学習の時間など、学校の授業でも緑に関する学習の場となるよう緑地の活用を図ります。

#### 2. 花づくり活動の普及・展開

- ・公園や公共施設の花壇、商店街の店先や幹線道路の沿道、住宅地の庭や事業所敷地などでの花づくりにより、彩りと季節の変化を感じられる地域の景観づくりを促します。
- ・江部乙地区などで定着しているオープンガーデンの取り組みを参考に、花づくり活動の輪を広げていけるよう促します。

#### 3. 情報交換・共有の緑地づくり

- ・地域の自発的な花づくりや緑化・公園の管理など、多様な活動を行う市民・団体が集まり各々の活動を発信・共有でき、緑に関する学びを通じて子どもからお年寄りまで多世代が交流できる緑地となるよう努めます。



北辰ふるさとさくら並木



北海道の森



## 第5章 持続可能な地区別緑のまちづくりプロジェクト

ここまで「第1章 これからの緑づくりの基本的な考え方」で示してきた5つの柱

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1) 量的充足・画一的志向からの転換 | 2) 豊かな市民生活の実現     |
| 3) 持続可能な都市経営への寄与   | 4) 地域・社会が抱える課題の解決 |
| 5) 滝川に愛着を持てる人材づくり  |                   |

を受け、4つの基本目標

- |                                         |
|-----------------------------------------|
| ①【都市公園】魅力ある持続可能な都市公園の確保と市民利用の促進         |
| ②【公共・民間施設緑地】街を彩る街路樹、公共施設緑地等の確保          |
| ③【田園・森林・河川の緑】地域や社会とつながる田園、森林、河川の緑の保全・活用 |
| ④【緑づくりの取り組み】市民との協働による緑づくり               |

に沿い滝川市の今後の取り組みを示してきました。

第5章では持続可能な緑のまちづくりのため、地区ごとの緑づくりをどのように進めていくか戦略的に整理したものとして「持続可能な地区別緑のまちづくりプロジェクト」を示します。

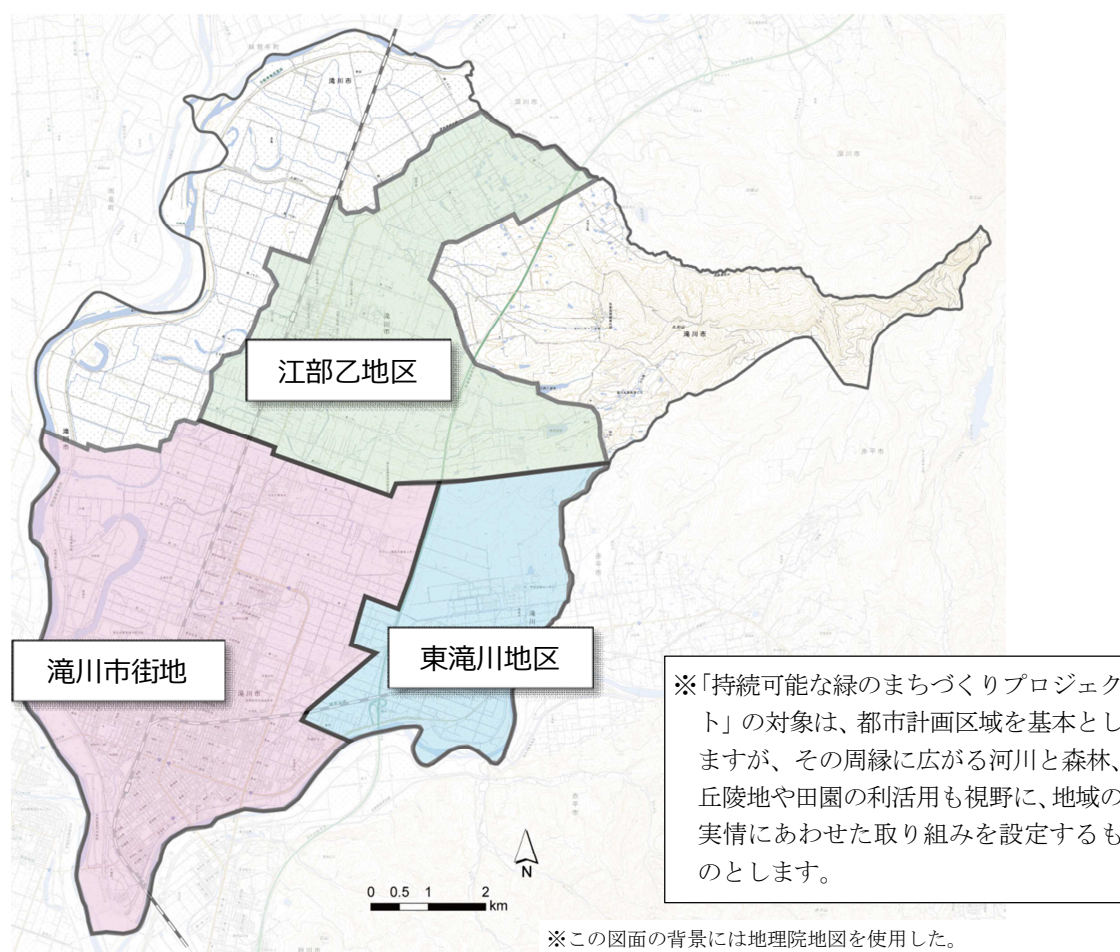


図 地区区分

## (1) 滝川市街地

### 1) 現状と課題

- ・滝川市内で最も人口と都市機能が集積したエリアです。市街地内では街区公園を始め多くの身近な公園、公共施設の植栽地が計画的に整備されてきましたが、スポーツ施設が充実した第二小学校地区、石狩川、空知川の河川緑地がある第三小学校地区など市街地内のエリアごとに特色ある緑が配置されています。またこれらの公園施設については人口減少や少子高齢化が進むなか、更新や維持管理のあり方が求められています。
- ・中心市街地や幹線道路沿いに多く立ち並ぶ街路樹は、市街化が進んだ昭和40年～50年代に植えられた樹木が生長してきています。街路樹は市民に緑の恩恵を与え、良好な都市景観を形成している一方で、台風などの災害で倒木し通行止になることや大量の落ち葉の発生、植樹柵では根が張り出し歩道を持ち上げ歩行に支障となるなどの問題が発生しており、災害や安全面からも管理の見直しが必要となっています。
- ・石狩川や空知川、ラウネ川など水辺のある広大なレクリエーション空間が近接しており、市民や来街者による利用の促進が期待されます。

### 2) 緑のまちづくりの取り組み

| 基本目標                       | 具体的な取り組み                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 魅力ある持続可能な都市公園の確保と市民利用の促進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・滝川市街地内の身近な都市公園において、エリアごとの都市機能分布やコミュニティの状況にあわせ「子育て支援拠点型」「高齢社会等の課題に対応した福祉対応拠点型」「コミュニティ・多世代交流拠点型」といった、戦略的な施設の統合・集約化を進めます。</li> <li>・全市的な運動施設や風致環境を有する大規模公園や地域間をつなぐ緑道等の活用を図っていきます。</li> </ul>                                                                       |
| 街を彩る街路樹、公共施設緑地等の確保         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な街路樹景観が連続する東第1授業場通り線において、桜（春の樹木）プラタナス（夏の樹木）イチヨウ（秋の樹木）の四季を演出する約5.5kmを重点的に管理するとともに、優れた街路樹としてPRしていきます。</li> <li>・その他市街地内の街路樹においては、災害対応と安全確保の観点から剪定や伐採などの管理、間引きによる配置検討を進めていきます。</li> <li>・JR滝川駅前などでは、来訪者を迎え入れる顔となる空間として商店街や地域の協力も得ながら景観に配慮した緑づくりを進めます。</li> </ul> |
| 地域や社会とつながる田園、森林、河川の緑の保全・活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周囲の田園や河川の緑・風致環境の保全・活用に努めます。</li> <li>・河川の緑における滝川らしいスポーツ活動の展開（スカイスポーツ、水上スポーツ、サイクルスポーツなど）を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 市民との協働による緑づくり              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街区公園の管理協力や落ち葉回収など美化活動、幹線道路沿道や商店街の花植え・緑化を協働で進めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |



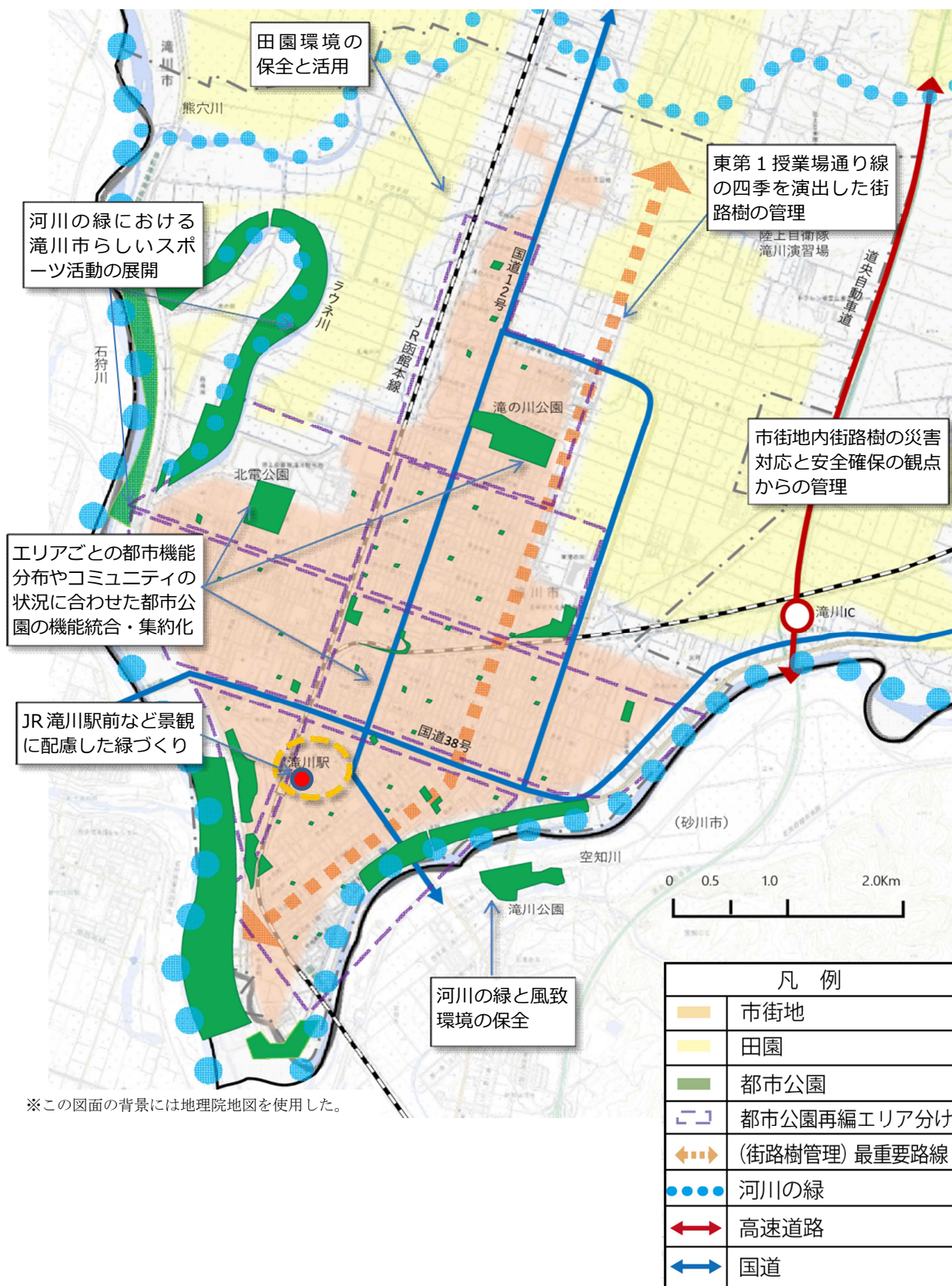


図 滝川市街地の緑のまちづくりの取り組み



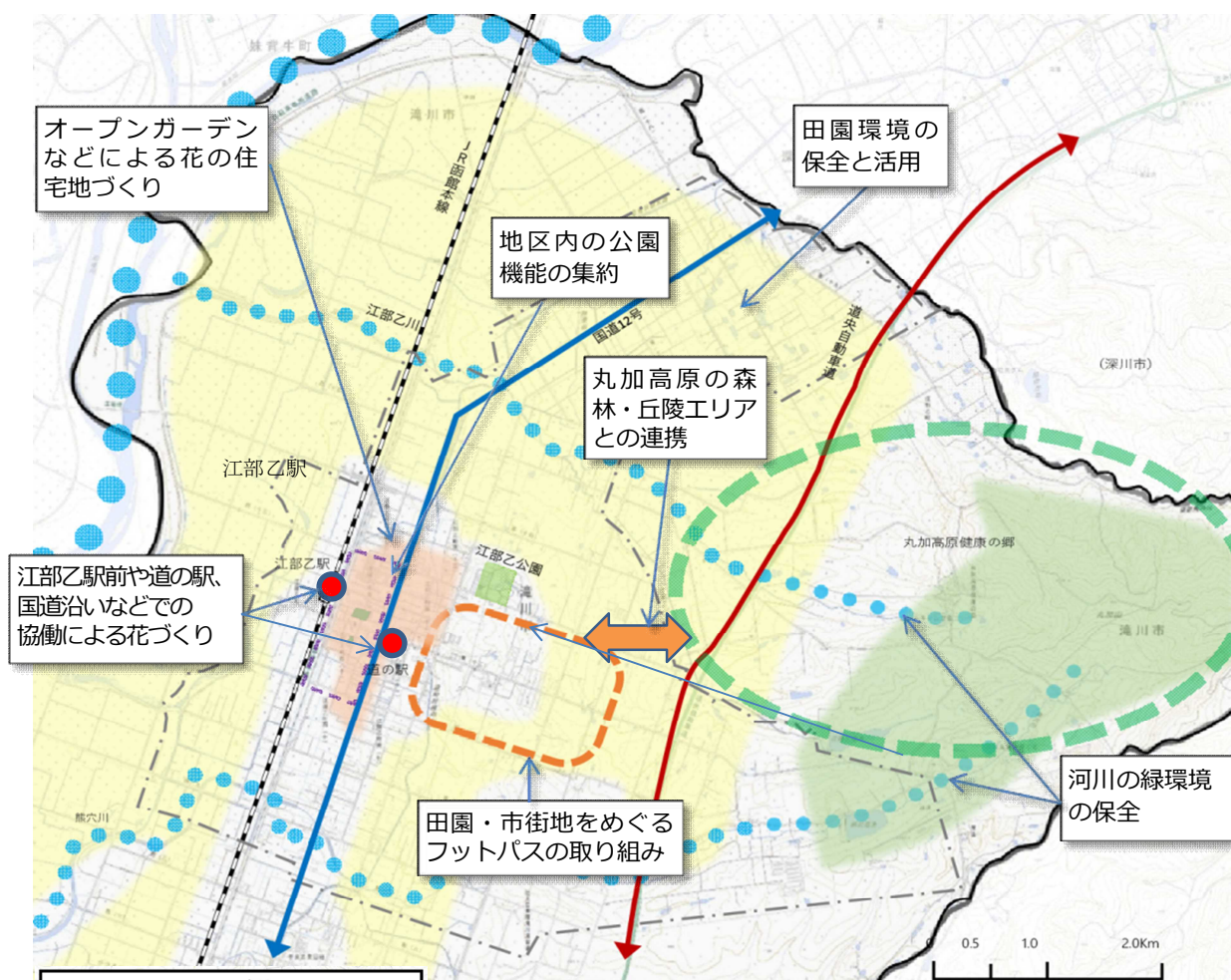
## （２）江部乙地区

### １）現状と課題

- ・滝川市の北部に位置し田園と森林・丘陵地環境が近接したエリアです。市街地規模は小さく公園や街路樹などは少ないですが、江部乙町はNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、日本一の菜の花畑、防風林に囲まれたりんご畑といった地域の景観・文化を守る活動を展開しています。また、田園をめぐるフットパスや住宅地のオープンガーデンなど多彩な取り組みが展開されており、これらを通じた交流の輪を江部乙地区に留まらず、各地区へも広げていくような展開が求められています。

### ２）緑のまちづくりの取り組み

| 基本目標                       | 具体的な取り組み                                                                                                                            |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 魅力ある持続可能な都市公園の確保と市民利用の促進   | ・子どもの身近な遊び場として、地区内の公園機能の集約化を検討します。                                                                                                  |
| 街を彩る街路樹、公共施設緑地等の確保         | ・JR 江部乙駅前、道の駅や国道沿いなどで、協働による花づくりなど進めます。                                                                                              |
| 地域や社会とつながる田園、森林、河川の緑の保全・活用 | ・「日本で最も美しい村」連合の活動と連携し、市街地周囲の田園景観や河川の緑環境の保全に努めるとともに、地域の活動団体との連携により、市街地と田園をつなぐ取り組みや丸加高原の森林・丘陵エリアとの連携を通じた緑の利活用を検討します。                  |
| 市民との協働による緑づくり              | ・オープンガーデンなどによる花の住宅地づくりをホームページ等で紹介していきます。<br>・JR 江部乙駅前、道の駅や国道沿いなどで、協働による花づくりなどを地域とともに進めます。<br>・地域の活動と連携し、田園や市街地をめぐるフットパスの取り組みを推進します。 |



※この図面の背景には地理院地図を使用した。

| 凡 例                                                                                               |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange;"></span>     | 市街地         |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>     | 田園          |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen;"></span> | 森林          |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px dashed green;"></span>     | 拠点的な森林エリア   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:darkgreen;"></span>  | 都市公園        |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px dashed purple;"></span>    | 都市公園再編エリア分け |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px dotted blue;"></span>      | 河川の緑        |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid red;"></span>        | 高速道路        |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid blue;"></span>       | 国道          |

図 江部乙地区の緑のまちづくりの取り組み

### (3) 東滝川地区

#### 1) 現状と課題

- ・滝川市の東部で市街地規模は小さく、公園や街路樹などは少ないですが田園環境と森林・樹林地環境が近接したエリアです。付近には園芸などに専門的な技術・人材を有する道立の「花・野菜技術センター」が近接するほか、河岸段丘崖や空知川といった地域固有の緑資源に恵まれており、これらを通じた交流の輪をさらに広げていくことが有効と考えられます。また、道央自動車道滝川インターチェンジが立地する滝川市のゲートウェイの役割を果たす場所でもあり、これらの特性を踏まえた緑づくりが必要です。

#### 2) 緑のまちづくりの取り組み

| 基本目標                       | 具体的な取り組み                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 魅力ある持続可能な都市公園の確保と市民利用の促進   | ・子どもの身近な遊び場と防災拠点を一体とする、地区内の公園機能の集約化を図ります。                                                                                                                                                                               |
| 街を彩る街路樹、公共施設緑地等の確保         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 東滝川駅前や滝川 IC、国道沿いなどで市民、事業者との協働による花づくり、街路樹の管理を進めます。</li> <li>・また豊かな自然や田園の環境を活かして、花と野菜のガーデンタウンの形成に向けた取り組みを検討します。</li> <li>・ゆとりある住宅地づくりに向け、未利用地をコミュニティガーデンなどに有効活用します。</li> </ul> |
| 地域や社会とつながる田園、森林、河川の緑の保全・活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周囲の田園景観や河川（空知川）の緑環境、河岸段丘崖、花・野菜技術センター周辺の樹林地について、農業団体や河川管理者、その他関係機関との連携により保全・活用に努めます。</li> <li>・活動団体と連携し、緑を含む地域の資源を結ぶフットパスルートを検討します。</li> </ul>                                |
| 市民との協働による緑づくり              | ・JR 東滝川駅前や滝川 IC、国道沿いなどで市民、事業者との協働による花づくり街路樹の管理を進めます。                                                                                                                                                                    |



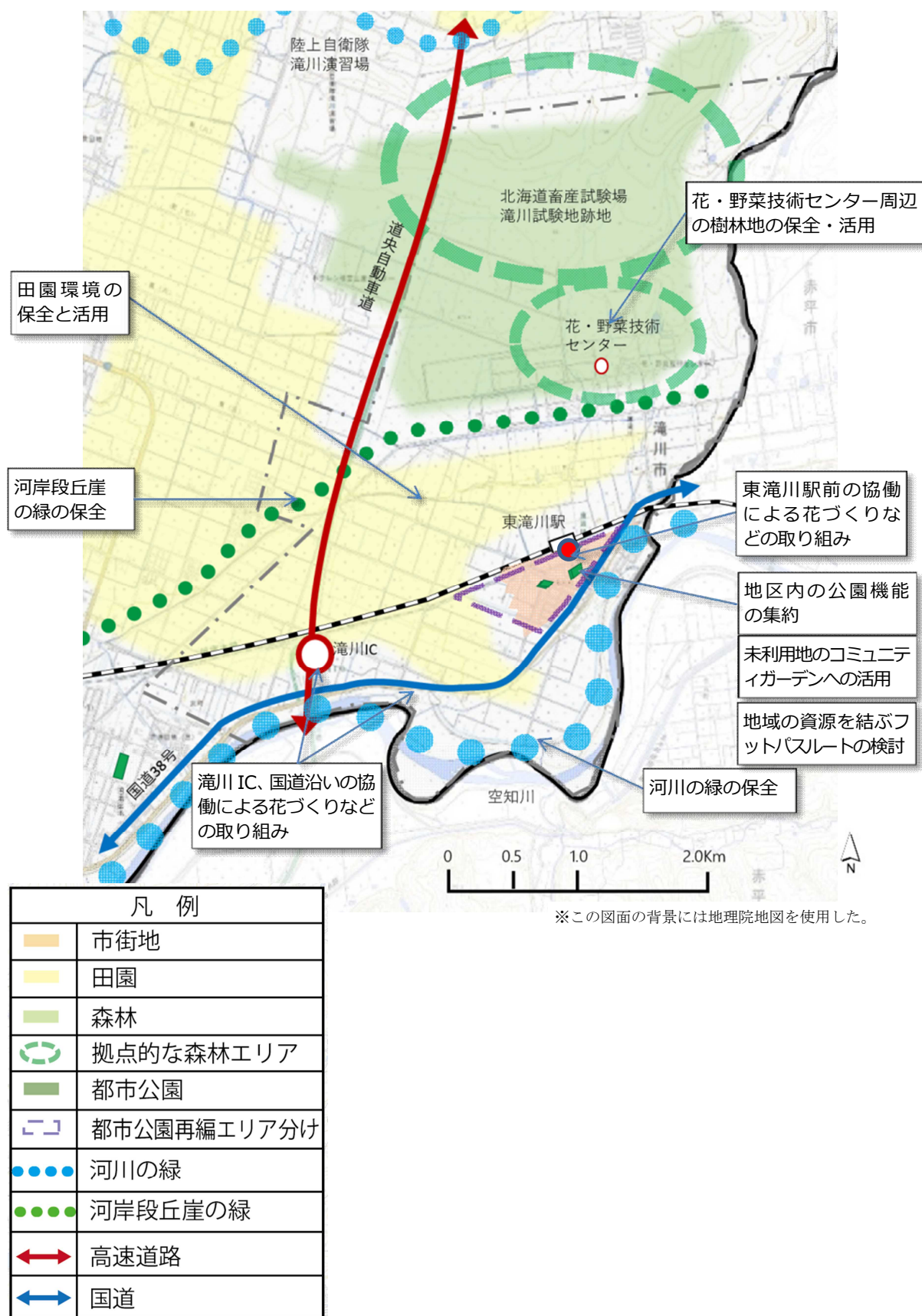


図 東滝川地区の緑のまちづくりの取り組み